

目次

巻頭言	2
I.2024 年度事業報告	3
1.ぎふNPOセンターの2024 年度運営に関する報告	4
2.ぎふNPOセンターの2024 年度事業に関する報告	
(1)「地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携」に関する事業	5
1) 社会包摂関連事業	6
①岐阜県女性のつながりサポート支援事業	
②孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業	
③孤独・孤立対策担い手育成支援事業	
2) 関連事業	11
①認定NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業	
②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務	
③ぎふ学生ボランティア情報提供事業	
④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業	
⑤美濃加茂市自治会支援委託業務	
⑥政策提言事業	
(2)「NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長」に関する事業	20
①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	
②調査・研究・提案事業	
③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業	
④「みんなの勉強会」(会計しっかりマスター講座・会計実務サポート)開催事業	
⑤つながろう鈴鹿ネットワーク	
⑥市民活動と民主主義について考える勉強会	
⑦専門相談・講師等派遣事業	
⑧生涯学習情報提供事業	
⑨災害時専門ボランティア受け入れ推進事業	
⑩災害時関連事業	
⑪助成金等情報提供事業(WAM 助成募集説明会)	
⑫岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート	
⑬NPOの活動拠点等提供事業	
⑭ぎふNPOセンターブックレット普及事業	
II.2024 年度決算報告	41
III.2025 年度事業計画	49
1.ぎふNPOセンターの2025 年度運営に関する計画	50
2.ぎふNPOセンターの2025 年度事業に関する計画	
(1)2025 年度事業計画	51
(2)2025 年度の特筆すべき事業	53
IV.2025 年度活動予算	57
設立趣旨及び定款	63

2024 年度事業報告書 巻頭言

2024 年度は、総会後に野村さんを偲ぶ会を開催し、野村さんが残してくださったネットワークの意義を改めて確認する機会となりました。そこから始まった 1 年は、振り返れば短くもあり、長くも感じられる 1 年でした。

ぎふNPOセンターでは 2024 年度から新たに中期ビジョンを策定し、「地域・住民自治の作り替え」「社会包摂の整備」「非営利活動の活性化」の 3 つの柱と、センターの「組織基盤の強化」に取り組んできました。詳細はこの後に続く事業報告・決算、事業計画・予算で報告していますが、主な取り組みについて簡単にご紹介します。

地域・住民自治の作り替えでは、防災をキーワードにした地域づくりを進めるとともに、これまで取り組んできた美濃加茂市での自治会再生の取り組みを継続しています。また、社会包摂の整備では、孤独・孤立対策事業、女性のつながり事業に加えて、ヤングケアラーの課題に取り組んでいます。そして、非営利活動の活性化では、協働ガイドラインの再活用に取り組み、行政との協働のあり方を見直しています。

センターの組織基盤強化ではセンターの広報媒体として、ホームページやパンフレットの刷新について議論を重ね、いよいよ改定の段階に入ります。

そうした事業に加えて、2024 年度はNPO法人の役員名簿の警察への照会という、NPO法人制度の根幹にかかわる課題について、ぎふNPOセンター内で議論し、岐阜県NPO担当課に申し入れを行い、話し合いをしました。

NPO法人が認定NPO法人となる際の手続きの中で、認定機関である県庁では反社会的勢力との関係を確認する事務として、警察に照会できるとNPO法では定められており、それにもとづいて県は役員名簿を県警に渡しています。しかし、名簿が照会後も返却されず、渡したままとなっていることや、そもそも認定申請では反社会的勢力との関係がないことについて宣誓書を提出しているにも関わらず、一律に照会する必要があるのかなど考えないといけない問題があります。

この件とは直接の関係はありませんが、2024 年には岐阜県警が市民活動団体のメンバーに関する個人情報を民間企業に提供していたことが違法であるという判決が出されました。県警による市民活動に関わる人の情報の取り扱いに問題があることが明らかとなる中で、このような認定NPO法人の役員名簿の照会ということに、ぎふNPOセンターとしては大きな懸念を持っています。

2024 年 11 月に開いた勉強会では、役員名簿の照会は、民主主義の根幹である、個人の自由な活動を委縮させてしまうことにつながるのではないかと考え、個人情報の保護は、単なる個人の権利の問題だけでなく、民主主義の根本である自由な活動を守るものでもあるということを確認しました。

飛躍していると思われるかもしれませんが、アメリカのトランプ政権による民主主義の内なる破壊が現実となっている今、この問題は引き続き私たちが認識しておかないといけない問題だと思います。そもそもトランプ政権を生み出したのはアメリカ社会の絶望的なまでの格差拡大だということは、孤独・孤立が社会問題となっている日本にとっても他人事ではないからです。

ぜひ、こうした問題意識を共有しながら本報告書を読んでいただければと思います。また、皆さんそれぞれが持っている問題意識についても、2025 年度の事業を進める中で共有できる場をつくっていただけたらと考えています。2025 年度もよろしくお願いいたします。



特定非営利活動法人ぎふNPOセンター
理事長 市来 圭

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

I.2024 年度 事業報告

1.ぎふNPOセンターの2024 年度運営に関する報告

1. 通常総会

開催日時： 2024 年 6 月 2 日(日)

会 場： 長良川うかいミュージアム四阿

2. 理事会

第 1 回	2024 年	6 月 10 日	第 7 回		12 月 9 日
第 2 回		7 月 8 日	第 8 回	2025 年	1 月 13 日
第 3 回		8 月 12 日	第 9 回		2 月 10 日
第 4 回		9 月 23 日	第 10 回		3 月 10 日
第 5 回		10 月 14 日	第 11 回		4 月 18 日
第 6 回		11 月 11 日	第 12 回		5 月 16 日

3. 役員・フェロー (五十音順)

理事 市来 圭(理事長)
北村 隆幸、相浦 良子(副理事長)
浅野 芳治、有田 朗、笠原 聡太郎、神田 浩史
小池 達也、中川 健史、野尻 智周、原 美智子
山田 朋子
監事 各務 克郎

4. 事務局体制 (五十音順)

常勤役員 笠原 聡太郎、野尻 智周
常勤職員 池戸 美子、齋藤 雅治
非常勤職員 橋口 紗那恵

5. 会員数 (2025 年 3 月末現在)

96 個人・団体： 正 会 員 19 人
団体会員 62 団体
賛助会員 15 人

(参考) 前年度会員数

96 個人・団体： 正会員 19 人、団体会 61 団体、賛助会員 16 人

6. 情報発信

・ 助成金情報およびイベント情報等に関する情報提供

対象：当センター会員、県内NPO、その他情報提供希望者、等
内容：法人運営に関する重要な情報、イベント情報、助成金情報、等
頻度：随時

・ ぎふNPOセンター ホームページ

<http://gifu-npocenter.org/>

・ ぎふNPOセンター フェイスブック

<https://www.facebook.com/gifu.np>

2.ぎふNPOセンターの2024 年度事業に関する報告

(1)「地域再生と自立（自律・自率）、より広い社会との連携」に関する事業の報告

1) 社会包摂関連事業

- ①岐阜県女性のつながりサポート支援事業
- ②孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業
- ③孤独・孤立対策担い手育成支援事業

2) 関連事業

- ①認定NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業
- ②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務
- ③ぎふ学生ボランティア情報提供事業
- ④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業
- ⑤美濃加茂市自治会支援委託業務
- ⑥政策提言事業

1) 社会包摂関連事業

① 岐阜県女性のつながりサポート支援事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍が過ぎたと言われる今もなお、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

事業の目的 新型コロナウイルス感染症の拡大前に比べ、社会との絆・つながりが薄くなった。更に物価高や燃料高等が重なり、不安を抱える女性や、支援が届いていない女性が増えている。そうした方たちに対し、NPO法人および任意団体の知見を活用したきめ細かい支援事業を実施する。

事業の概要 2021 年度から引き続いて実施している同事業では、6 団体による訪問支援と、14 団体による居場所の提供が行われ、結果として以下のように支援が行われた。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援実績(人数)	290	331	342	303	341	318	351	334	326	346	391	173	3,846
ネット申請による配布	2	7	24	26	45	26	22	24	18	20	24		238
窓口相談	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		2
訪問支援	45	37	55	45	47	37	29	38	39	52	53	26	503

成果と課題

様々な団体の協力により、県内全域で多くの女性の不安を軽くし、実際に支援に結び付けることができた事例もあった。

一方で、今回の取り組みは整理の貧困という問題にクローズアップして国により事業化された経緯からも「女性」に限定した支援になっている。包摂的な取り組みでは、本来こうした限定なくしていくべきものと捉えていく必要があり、支援や窓口、制度による分断が生じないよう、ぎふNPOセンターが持つネットワークや情報発信力、政策提言能力などを生かしながらこの分野の取り組みに望んでいかなければならない。

② 孤独・孤立対策官民連携事業費補助金事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍が過ぎたと言われる今もなお、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

事業の目的

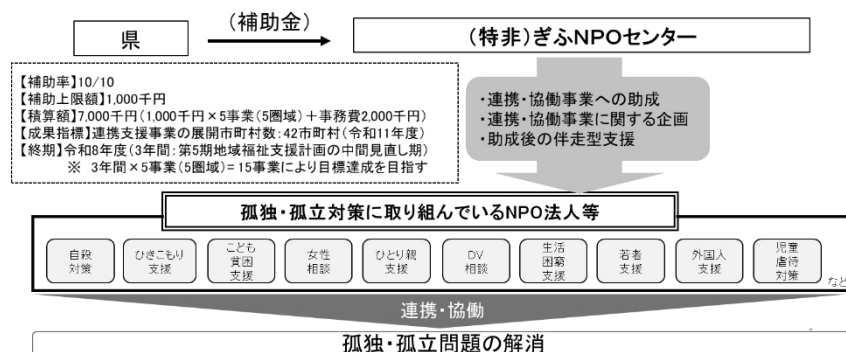
孤独・孤立対策を推進するために、小規模なNPOの活動を強化し（特に参加の促進や担い手拡大を中心とする経営改善）、さらにその支援を有効に実施できるよう中間支援組織をも強化（特にノウハウ、人材面）することとした。

上記の目的を実現するために、本事業では下記の4施策を実施した。

- ① 「人」「参加」に焦点を当てた伴走支援
- ② 小規模NPOにおける市民参加を高めるセミナー
- ③ 中間支援が存在しない空白地域における中間支援活動インキュベーター
- ④ 上記3施策の進捗状況の共有・改善・検証による共有知化、および他地域への波及

事業の概要

補助金事業では、岐阜県内で孤独・孤立対策に取り組む団体に呼びかけを行い、事業提案の募集と団体の選定を行った。



成果と課題

(1) 成果

本事業に対して今年度は8団体が「孤独・孤立対策に取り組みたい」と考え、それぞれの団体の切り口から事業提案を行った。残念ながら7団体の提案に対する助成金の交付になったが、不交付となった団体に対しても継続した情報発信に努め、サポートの形を模索するなど今後の連携体制の構築を目指した。各団体が孤独・孤立について取り組み、そうした状況にある人たちと向き合う機会が増え、またそれをぎふNPOセンターや県が把握してつながることは、今後の誰一人取り残されない地域づくりに向けて期待が持てる事柄である。

交付団体の取り組みに関しても、それぞれの団体の特徴や得意分野を生かしながら、また今年度から条件とした「協力団体との連携による相乗効果」を意識しながら、多方面に向けて多様な事業が展開されていた。各団体の事業概要や成果については別紙に示した通りだが、協力団体との連携を意識することで、単独の団体で行うよりも広がりを持った活動にな

っていたと考えている。例えば子育て家庭の保護者や活動者同士がつながる取り組みでは、それぞれの団体が持つリソースやつながりによって多くの参加や広い視野をもたらしていた。悩み相談の事業では、心理相談の専門家と連携することで、高い参加者満足度を得るとともにスタッフのスキルアップ、連携団体との意識共有にもつながった。居場所事業では、連携団体が支援する若者が講師を担うなど、社会参加の機会を広げることができた。農を通じた就労体験事業では、関係する団体がネットワークを形成し、今後の幅広い展開が期待できる取り組みとなった。外国人や外国にルーツを持つ方たちへの支援では、就業を支援する企業と連携することで福祉サービスとの連携も視野に入れ、より実生活に根差した支援内容を探ることにつながった。ごみ問題等に取り組む事業でも多機関・団体とのネットワーク形成がなされ、支援対象者がつながることで活性化や意欲向上につながるとともに、連携の拡大に向けて期待が持てた。障がい者や地域の高齢者に向けた取り組みでは、障がい者、高齢者ともに孤独感が軽減されるとともに社会参加への意欲向上が見られ、地域における障がい者の理解や地域全体での「ケア」という福祉向上につながった。これらの効果は、制度に基づく事業だけではなかなか手の届きづらい部分に、支援対象者それぞれに向き合い続けるNPOだからこそ行うことができた取り組みだったと考えている。

今回の助成事業では、説明会や伴走支援を通じ各NPOに対して「今後の発展」「より広い連携」を見据えた取り組みについて考えてもらうことを念頭に置いた。一般的に、NPOの活動に対する助成金は、NPOで活動する人たちの一つの特徴でもある「目の前の出来事や人を放ってはおけない」取り組みに対して有効に機能するものではあるが、一方で一時的に活動範囲と対象者を増加させ、団体自体を疲弊させることにもつながりかねない。孤独・孤立は既に広く一般にも周知されつつある事象ではあるが、次々と現れる新たな課題に対し、NPOの柔軟性を持って継続して取り組むべきテーマでもある。継続のためには団体の基礎体力を向上させる必要があることはもちろん、関係する機関や同じような活動を行う団体との情報交換や連携、ひいてはネットワーク化が不可欠である。今年度の各事業では、助成金が活用できたからこそ今後の発展が期待できたと感じている。また、単なる連携を超えてネットワークの形成を掲げて端緒についた事業もいくつか見られた。それぞれの取り組みを「端緒」に終わらせず、孤独・孤立対策につながる事業を継続させ定着させていくためにも、今後も継続した支援が必要だと考えている。

また、伴走支援では事業の内容に関すること以外にも、こうした助成金事業の事務処理に慣れていない団体や若手スタッフのサポートも行った。こうした一つ一つの積み重ねが、つながりを深め、継続した活動につながっていく。

(2)課題

今年度の助成事業では、各団体から「連携による相乗効果」を意識した新たな事業提案がなされると同時に、今後の発展が期待できる提案もなされ、各団体が連携団体とともに独自性を発揮しながら活動する様子が見られた。一方で、団体同士の連携においては「相乗効果をより発揮していく」という点で改善の余地が見られる取り組みもあった。また、募集時期や期間の影響、さらには「連携団体との調整が難しい」という意見も聞かれ、事業の提案数は昨年度までと比べて大きく減少してしまった。当然ながら、提案いただいた全ての事業に対して助成金を交付することはできない。一方で、より多くの観点や新しい視点から孤独・孤立対策に関する提案をしてもらうことで、より広く、より深く孤独・孤立に陥っている方、陥ろうとしている方に手を差し延べることにつながると考えている。

NPOの基礎体力を向上し、組織基盤を固める努力は孤独・孤立対策を進める上でも必須と考えている。さらに今年度は単独の団体で行うよりも複数の機関・団体が連携することで発展性を持たせられる可能性を実感することができた。一人でも多くの方に手を差し延べ

るためにも、多くのNPOが活躍できる社会、地域をつくっていく必要がある。これからも、どのように各NPOが活動を継続できるのか、そのために中間支援の立場でできることを考えながら、地域力の向上を目指したい。

誰一人取り残されない地域を目指し、孤独・孤立に陥る人を一人でも減らす。その目的に向けて、各NPOや私どもぎふNPOセンターとして、地道な活動を続け、多様な人たちとつながりを持ちたいと考えている。

③ 孤独・孤立対策担い手育成事業 <内閣府採択事業>

法人ミッションとのつながり

コロナ禍が過ぎたと言われる今もなお、地域で暮らす様々な人たちが困難な状況にある。そのような中、だれもが暮らしやすい地域づくりを目指して活動するNPO法人および市民活動団体とのネットワークを生かし、当法人がハブとしての機能を果たしてNPOが連携していくための基盤づくりを目指す。

事業の目的 孤独・孤立対策を推進するために、小規模なNPOの活動を強化し（特に参加の促進や担い手拡大を中心とする経営改善）、さらにその支援を有効に実施できるよう中間支援組織をも強化（特にノウハウ、人材面）することとした。

事業の概要 本事業には、中間支援3.0『ひょうごモデル』推進コンソーシアムの構成団体として関わった。構成団体は以下の通りである。

一般財団法人明石コミュニティ創造協会
認定NPO法人茨城NPOセンター・コモンズ
NPO法人北播磨市民活動支援センター
NPO法人 ぎふNPOセンター
NPO法人シミンズシーズ
NPO法人丹波ひとまち支援機構
認定NPO法人日本NPOセンター
NPO法人姫路コンベンションサポート
公益財団法人ひょうごコミュニティ財団（代表団体）

目的を実現するために、本事業では下記の4施策を実施した。

- ①「人」「参加」に焦点を当てた伴走支援
- ②小規模NPOにおける市民参加を高めるセミナー
- ③中間支援が存在しない空白地域における
中間支援活動インキュベート
- ④上記3施策の進捗状況の共有・改善・検証による
共有知化、および他地域への波及

成果と課題（まとめ）

本事業では、昨年度の「孤独・孤立対策活動基盤整備モデル調査事業」に続き、多くの中間支援組織のネットワーク（共同事業体）を形成して中間支援のソフト事業を実施した。3月の活動報告会でも「中間支援（組織）の意義・必要性が社会的に認められていない」「どう伝えればいいか」という声があり（会場、参加者アンケートとも）、私たちの問題意識もこれに近いものだった。

一口に「中間支援」といっても近年はその機能・組織ともに多様化しており、どんな中間支援について論じたいかを絞る必要がある。私たちは、現場で孤独・孤立対策に取り組む多くの団体の身近にいて、かつハード（施設）ではなくソフトの支援力に焦点を当てて、さらに全国各地に数多く存在する地方の・地域密着型の中間支援組織およびその機能に光を当てることができた。

※詳細は“孤独・孤立対策のための中間支援3.0『ひょうごモデル』推進事業”報告書を参照

2) 関連事業

① 認定NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業<自主事業>

法人ミッションとのつながり

ぎふハチドリ基金は、2012年にぎふNPOセンターが創設した市民ファンドで、子ども・若者・子育て家庭が抱える困難を地域の支え合いで解決する仕組みである。市民の寄付を集め、岐阜県内のNPOの活動資金として助成することで、地域資源の循環とNPOの活動を促進する。

事業の目的 NPO法人ぎふハチドリ基金の組織基盤が安定するまで、事業が円滑にすすむようサポートをする。

事業の概要

- (1) 事務局スタッフによる支援
2024 年度助成事業の募集から報告までと各種会議（審査委員会、理事会、総会）、助成プログラムの改善の企画、ハチドリ Café 等の運営をサポートした。（役務の提供）。
- (2) 事務所の共同使用
ぎふNPOセンターの事務所内に事務所を置き、共同使用している（無償提供）。

成果と課題

2024 年度は認定NPO法人の最初の更新時期で、いつにも増して忙しい年度であったが、無事に更新ができ、2030 年 3 月まで認定期間が延長された。設立以来、継続して支えていただいている、ハチドリ応援団、寄付者・支援者に改めて感謝したい。また、10 月から 2 人のスタッフ（週 1 日）を雇用したり、IT 環境を整えるなど、組織基盤の整備も進んでいる。助成事業への期待も年々大きくなる中、安定した資金を確保していくための取り組みや、事務局の作業の合理化、効率化をしていきたい。

② 「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

子ども・若者、その家族の支援に取り組む市民活動団体等が課題を共有し、それらを取り巻く多様なテーマについて意見交換を行い、団体同士のネットワークを構築し、互いに学び合うことで、地域の課題に取り組む団体の活動を促進する。

事業の目的 子ども・若者とその家族を取り巻く様々な困難の解決に向けて、それに取り組む団体や個人が連携し、包括的に支援する地域ネットワークを構築する。また、子ども・若者支援に取り組むスタッフの悩みなどを共有し、活動の持続・発展に繋げることを目的とする。

事業の概要 子ども・若者支援に取り組む団体や専門機関、個人が参加し、近況報告やテーマに関して意見交換などを行った。

月日	テーマ
4/22	「領域を超えたつながり」とは？
5/27	第 18 回 若者・ひきこもり協同実践交流会全体シンポジウムの振り返り
6/17	「学習支援」について
7/22	「社会的養護関連事業の民間団体との連携」について
8/26	市民協働による子ども・若者の地域支援を考える
9/30	「地域福祉のひろばぎふ」の報告
10/28	「第 19 回全国若者・ひきこもり協働実践交流会 in 関西」の紹介
11/25	「支援」の価格競争化は何をもたらすか勉強会の紹介
12/23	「こども・若者の声を聴く」を問い直すについて
1/20	「児童館」を考える
2/17	「岐阜県子ども支援ネットワーク形成研修『多世代の居場所』の展開可能性」の報告
3/24	南出さん隠岐諸島周辺子ども・若者支援団体訪問記

成果と課題

子ども・若者に関わる活動を行う課題について、情報交換を行い、テーマに関して学び合う機会となった。また、定例会前半では参加者の近況報告を行っており、それぞれの活動現場からの報告がされており、多様な学びを得る機会となっている。

③ぎふ学生ボランティア情報提供事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

若い世代がボランティアを通じて知見を広め、また活動を提供するNPOを知ることは、多くの人が関わりながら進めていく地域づくりにおける長期的な視点では重要である。また、情報収集やボランティアのマッチングでさまざまなNPOと関わることは当法人にとっても関係性構築につながっていく。そのために情報収集および発信をしていく。

事業の目的 学生がボランティア・地域活動を通じて、豊かな人間性や社会性、テーマ（課題）に沿った学問的解決能力を備えた人材としての成長を促すため、学生の社会参加を促すことを目的に、学生にボランティア・地域活動情報を発信していく。

事業の概要 学生ボランティア・地域活動情報のホームページやぎふNPO・生涯学習プラザの窓口で紹介した。

成果と課題

団体からホームページへの情報掲載依頼があり、対応した。学生向けのボランティア募集情報の収集に積極的に取り組めていないため、学生が参加可能なボランティア情報の収集体制を整える必要性を感じる。

また、団体から学生向けのボランティア募集情報の紹介を受けた際も、学生を対象としたボランティアとして適切であるかどうかを丁寧に検討する必要があると感じる。ボランティア募集を行う団体から「大人のボランティアは言うことを聞いてくれない」という意見を聞く機会もあり、自主性を大切にスルボランティアの意義を説明することや単純な労働力ではなく、活動の意義や方法について説明し理解を得る努力をする必要があることを伝えるなければいけないと感じた。

④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業

<自主事業>

法人ミッションとのつながり

ファミリー・サポート・センター事業は、地域で子育てを支える仕組みであり、地域に広まっていくことで、地域住民のつながりを深めることができる。また、子育てに関する地域の課題解決に向けて、行政とNPOが協働して取り組める事業である。

事業の目的 ファミリー・サポート・センター等が安全に実施され、各地域に広がっていくことを目指し、その運営に関わるNPO法人等の民間団体と行政等の関連機関が、運営上の課題の解決のための情報交換や協議を行う。

事業の概要 ファミリー・サポート・センターの運営団体、行政担当者が集まり、隔月で会議を開催。連絡調整、情報提供など、会議の運営を担った。

【開催日】（出席者数）

第74回 4月19日（会場 13人、オンライン 21人）
 第75回 6月18日（会場 6人、オンライン 27人）
 第76回 8月20日（会場 7人、オンライン 21人）
 第77回 10月22日（会場 6人、オンライン 16人）
 第78回 12月10日（会場 5人、オンライン 23人）
 第79回 2月14日（会場 4人、オンライン 23人）

成果と課題

岐阜県内でファミリー・サポート・センターを設置している36市町のうち、25市町18実施団体等が参加している。（委託：23市町（広域含む）、直営：2市）

当会議が各ファミリー・サポート・センターの実務上の困りごと等を聞き合える場となっていることで、互いに相談をして対応策や解決につながっている。

一方、地域では、より深刻な現状に置かれている子ども、子育て家庭がある。そういった家庭への支援や根本的解決となるような取り組みを、民間団体としても考えていかなければならないという意見も出ている。

当会議に対するニーズの多様化や、各団体の方向性の違いが出てきており、当会議や事業そのものの役割や在り方を検討していきたい。

⑤美濃加茂市自治会支援委託業務 <美濃加茂市委託>

法人ミッションとのつながり

地域づくりではしばしば地縁組織と志縁組織という組織の分け方がされている。地縁組織とは自治会をはじめとしたさまざまな地域組織のことであり、志縁組織とは当法人を含めたNPO法人や市民活動団体を指すことが多い。当法人が進める地域づくりに向けてはそうした分け方の垣根を超え、地域で暮らす人が一人ひとり地域での役割を果たしていくことが重要である。自治会のあり方を考えることは、地域で役割を果たす人たちが十全に力を発揮することにつながり、当法人の目指す地域づくりの推進力の一つとなっていく。

事業の目的 美濃加茂市の自治会活動に関して、自治会員や自治会にかかってくるさまざまな負担を見直し、自治会や自治会員が本来果たすべき機能について議論する。そうすることで住民がすべきこと、行政がすべきことをそれぞれ考え、自治体のあり方や求めるべき役割について改めて考えることを目的とする。

事業の概要

(1) 自治会座談会の実施

自治会長の困りごとの共有、情報共有の場として、自治会座談会の企画運営を行った。

回数	日時	場所	参加自治会長	主なテーマ
第1回	6月25日(火) 19時半-21時	生涯学習センター202	7名	自治会活動の悩みを共有する
第2回	7月23日(火) 19時半-21時	生涯学習センター202	5名	自治会活動の悩みを共有する
第3回	8月27日(火) 19時半-21時	生涯学習センター203	13名	自治会のゴミ問題について
第4回	9月24日(火) 19時半-21時	生涯学習センター202	7名	自治会の防災について
第5回	10月22日(火) 19時半-21時	生涯学習センター203	3名	自治会の入会金・年会費について
第6回	11月26日(火) 19時半-21時	生涯学習センター203	7名	市長と自治会について語る会
第7回	令和7年1月28日(火) 19時半-21時	生涯学習センター203	6名	自治会に入って良かったと思えるためには？ゲスト：澁澤寿一さん
第8回	2月25日(火) 19時半-21時	生涯学習センター203	13名	自治会と神社の関係について、自治会長の報酬について

(2) 自治会ラインアンケート実施支援

美濃加茂市公式ラインにて自治会に関する意識調査を実施し、その項目についての事前アドバイスや結果分析の支援を実施した。

実施目的	市の自治会支援事業や自治会における改善活動の参考とするため、市民の自治会に対する意識調査を行った。
実施期間	令和7年1月10日（金）～1月30日（金）
実施方法	オンラインアンケート ※市公式LINEにてアンケートの周知を行った
対象	市公式LINE登録者（令和6年12月27日時点 17,668名）
回答数	961件

(3) 自治会相談の実施

自治会活動に関する課題や組織の課題など、自治会長が相談できる窓口を設置する（月に一回土日に実施、予約制）。そこで、相談員として、自治会長へアドバイス等を行った。

- 1)6月22日（土）生涯学習センター 2名の相談
- 2)7月27日（土）上古井交流センター（申込なしのため中止）
- 3)8月24日（土）山之上交流センター（申込なしのため中止）
- 4)9月28日（土）蜂屋交流センター（申込なしのため中止）
- 5)10月26日（土）加茂野交流センター（申込なしのため中止）
- 6)11月23日（土）伊深交流センター（申込なしのため中止）
- 7)12月21日（土）三和交流センター（申込なしのため中止）
- 8)1月25日（土）下米田交流センター（申込なしのため中止）
- 9)2月22日（土）生涯学習センター（申込なしのため中止）
- 10)3月22日（土）生涯学習センター（申込なしのため中止）

時間はすべて9時～12時の間で実施。各1時間で3枠準備した。

(4) 行政から自治会への依頼事項の見直し支援

行政から自治会への依頼事項の見直しについて、アドバイスを行った。2024年度は特に、各種協力金の見直しについてアドバイスを実施した。

成果と課題

(1) ふり回り

- ①「自治会長座談会は、昨年度同様、参加者も想定以上に多く、参加された自治会長の満足度高かったと考える。自治会長が困っており、情報交換の場を求めていることがわかった。この座談会だけではないが、ゴミ回収の問題で困る自治会長が多いことが顕在化され、次年度から非自治会員向けのごみ収集場所が設置されたことは、大きな変化である。
- ②自治会長相談の数も想定していたよりもかなり少なかった。座談会での話を聞いていると悩みを抱えていることは間違いがないが、わざわざ相談をするという行動まで移らないと考える。「相談会」という手法の再考が必要である。
- ③庁内検討については、川北秀人氏の部課長向け研修にて、住民自治の大切さを改めて実感していただけたと思う。自治会の負担軽減については、全庁的に取り組まなければならない業務のため、次年度は、管理職以外の職員においても研修を行えるとよい。

(2)2025 年度に向けて

- ①自治会についての LINE アンケートの中で非自治会員の回答も一定数あった。これまで非自治会員の声を聞く機会がなかったため、座談会等を実施し、声を聞き、自治会の課題を別の視点から見出す機会となるとよいと考える。
- ②自治会が本当に必要な自治の取り組みを加速化するために、やる気のある自治会長をさらに支援することが必要である。今年度職員向けに実施した研修を、自治会長向けに実施し、その後の行動を支援する仕組みが必要だと考える。
- ③相談会や座談会では最初の心理的ハードルが高いため、まず、自治会について考えるきっかけをもってもらえる簡易な事業があるとよい。例えば、LINE 登録で情報を受けられることや、LINE で簡単に質問できる等があると望ましいと考える。

⑥政策提言事業

法人ミッションとのつながり

当法人が目指す地域づくりに向けては、さまざまな方面に働きかけ、政策を提案したり制度を形成したりする必要がある。そのためには日ごろからの情報収集やつながりも必要であり、また発言の機会を広げていくことも重要であると考えている。

事業の目的 本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くのNPOなどが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

誰も取り残さない地域社会づくりを実現するためには、NPOが単独あるいはセクター単位で動くのではなく、広く多機関と連携していくことが重要である。そのためにはNPOが活動しやすく、また発言しやすい環境を整えていく必要がある。さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え各種政策と結びつけていく活動を行っていく。

事業の概要 さまざまな機会を捉えて行政等に対し、協働による地域運営の実現に向けて様々な提言を行っている。

行政等への各種提言のほか、下記の委員会等に参画した。

岐阜県子ども・若者支援地域協議会 委員	原 美智子
岐阜市住民自治推進審議会 委員	
みんなの森 ぎふメディアコスモス運営委員会 委員	北村 隆幸
岐阜県 県営公園指定管理者評価員	野尻 智周
岐阜市民生涯学習推進協議会 委員	
土岐市まちづくり補助金審査委員	
岐阜市市民活動支援事業 審査員	
公益財団法人ささえあいのまち創造基金 ささえあい基金助成審査委員	
一般財団ひだ財団 設立記念助成プロジェクト 審査委員	
岐阜市市民参画賞選考委員会 委員	
岐阜市地域福祉推進委員会 委員	林 宏澄
岐阜県社会福祉協議会 評議員	

上記のような委員会への参加のほか、ネットワークの構築、各種連携、NPOの地位向上や効果的なNPO支援、NPO災害ボランティアに関する取り組みなど、さまざまな事業を展開した。

1. 伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を図る。2024 年度は東海市民社会ネットワークの事務局として、幹事会の連絡・議事録の作成、ホームページの更新、会計業務、イベント開催事務等を行った。6 月 29 日に総会と併せて実施したイベント「食・農から考える私たち

- の未来」では、記念講演をNPO法人 AM ネットの松平代表理事が行い、その後「食」を軸としてSDGsについてディスカッションを行った。
- 東海市民社会ネットワークを拡げていくため、オンラインで3月17日に読書会を行った。神田理事が話題提供を行い、参加者同士で意見交換を行った。41人の参加があり、東海市民社会ネットワークの関係ではない方の参加も多く、ネットワークの拡大に繋がった。今後の継続も望まれている。
2. 生活困窮者自立支援法の改定を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。また、事務局を担う。
 3. NPOの主務機関が岐阜県から権限委譲で市町村に移っていく状況下で、NPO等の活動環境改善に向けて政策提言していく。
 4. 中間支援組織が各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPOへの支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。
 5. 昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。また、災害時に各地の中間支援センターが相互協力できるよう、さまざまな連携を深めていく。
 6. 社会包摂に関わる団体同士の関係づくりや活動現場から得られる課題認識や解決のための方法などを共有する場作りを行い、課題を解決するための政策提言などを行っていく。
 7. NPOと行政との協働実態について調査し、協働関係の構築・発展に向けて政策提言していく。

成果と課題

委員会等の機会を通じて提言を行ってきた。会議の構成メンバーとして発言する機会があるため、ぎふNPOセンターだけの声にならないよう、各種事業の中で得られる意見をきちんと把握しながら、提言していく必要がある。

(2)「NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長」に関する事業の報告

- ①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業
- ②調査・研究・提案事業
- ③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業
- ④「みんなの勉強会」(会計しっかりマスター講座・会計実務サポート)
- ⑤つながろう鈴鹿ネットワーク
- ⑥市民活動と民主主義について考える勉強会
- ⑦専門相談・講師等派遣事業
- ⑧生涯学習情報提供事業
- ⑨災害時専門ボランティア受け入れ推進事業
- ⑩災害関連事業
- ⑪助成金等情報提供事業(WAM 助成募集説明会)
- ⑫岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート
- ⑬NPOの活動拠点等提供事業
- ⑭ぎふNPOセンターブックレット普及事業

①ぎふNPO・生涯学習プラザ事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

相談対応や情報発信等を通して、地域の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に取り組むための環境整備を行い、市民活動団体の運営や会計相談の対応、セミナーの開催を通して、住民の自発的活動を支援する。

- 事業の目的**
- 1) 市民を対象として、NPOやボランティア、生涯学習に関する情報発信やNPO法人の設立等団体の立ち上げを含めた活動参加に向けた相談対応を行い、市民活動への参加促進を目的とする。
 - 2) NPO等の市民活動に取り組む団体を対象として、運営に関する会計や労務、総会の手続き、活動の広報、助成金の申請等の相談に対応し、市民活動団体の運営を支援することを目的とする。また、NPOのスキルアップや協働関係の構築に繋がるセミナーの実施、市民活動支援センターの交流会を実施する。

事業の概要 岐阜県より事業の委託を受けて「ぎふNPO・生涯学習プラザ」の管理運営、「NPOナビぎふ(ぎふNPO・生涯学習プラザホームページ)」の管理運営、セミナーの開催等、下記の事業を行った。

ぎふNPO・生涯学習プラザ来訪者数：8,457人

NPOの設立、運営に関する相談：1,019件

相談内容の内訳

1. 団体の設立に関する相談：109件
2. 団体の運営に関する相談：163件
3. 団体の会計に関する相談：79件
4. 助成金に関する相談：59件
5. 生涯学習に関する相談：5件
6. ボランティアに関する相談：34件
7. その他：570件

その他の内容：NPO法人等の地域の課題解決に取り組む団体に関する情報希望、イベント広報等のチラシ配架依頼など

ぎふNPO・生涯学習プラザ主催セミナー：年8回

1) NPO向け計画の立て方セミナー

令和6年6月21日(金) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：山口 由美子 氏(NPO法人可児市NPO協会 理事長)

NPOのスタッフが活動の目的や事業の進捗状況について共有するための事業計画の立て方について学ぶセミナーを実施した。事業計画を立てる際に重要なこととして、「課題を明確にする」「目的地を定める」「資源(事業実施のために必要な人や資金など)を探す」「具体的な計画を作る」「成果を検証する」といったことが挙げられた。特に重要なこととして、課題を分解・分析し、共通認識が持てるように具体的な言葉で記載することが話された。

アンケートでは、「活動が多くなってきており、外に向けても内に向けても、可視化や活動内容の整理が必要と感じていた。良いツールをもらった」や「具体的でない課題を分解し

て、可視化することから始めようと思えた」といった声があり、具体的な取り組み方について学べたセミナーとなった。

2) より伝わるチラシのデザインを学べる！NPO向けセミナー

令和6年6月24日(月) 14時～16時

実施方法：対面(OKB ふれあい会館 410 会議室)およびオンライン

講師：臼井 南風 氏(リトルクリエイティブセンター グラフィックデザイナー)

NPOが実施するイベント等のチラシデザインについて学ぶセミナーを実施した。チラシを作成するうえで注意する点について話を聞き、参加者が作成したチラシへの講師のアドバイスを通して、目立つチラシのデザインを学んだ。

アンケートでは、「デザインに気をとられて情報を伝えることを深く考えてなかったな、と改めて教えてもらった」といった声があり、見た目のインパクトだけでなく、チラシに掲載する情報の整理方法について学べたようであった。また、「具体的にチラシを手直してもらったので改善点がよく分かった」という感想もあり、講師の話を聞いた後に具体的な事例を見ることで学びが深まったようであった。

3) NPO法人の会計入門セミナー

令和6年7月5日(金) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：中尾 さゆり 氏(NPO法人ボランティアネイバーズ 理事長・税理士)

法人立ち上げ初年度の団体や会計担当者になったばかりのスタッフを対象にNPO法人の日常会計や決算、税務について学ぶセミナーを実施した。会計を行う上での基礎的な内容や決算を行うための準備に加えて、源泉所得税の預かりと納付などNPO法人で発生しがちな義務を中心に企画した。

アンケートでは「NPO会計の全体が理解できた」や「職場の先輩に教わった会計のやり方で良いと再確認できた」といった声があり、会計の基礎的な部分は伝えることができた。また、アンケートには「会計ソフトの活用を進めていきたい」や「株式会社の会計と違う箇所をもう少し深く知りたかった」という声があった。会計全般を2時間のセミナーで伝えきことは難しく、セミナーでは基本的な内容を伝えることとした。詳しく話そうとすると団体個々の事例になってくるため、セミナーだけでなくプラザの窓口相談の活用を促しながら、対応していく必要がある。

4) NPOの労務と、有償ボランティアについて学ぶ労務セミナー

令和6年8月23日(金) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：加古 朗 氏(社労士・行政書士加古事務所 代表)

NPO法人の労務として「労働者と有償ボランティアの違い」や「労務管理書類の整理」、「労働保険・社会保険」、「NPOの体表者の取り扱い」など、NPO法人の活動で想定される基礎的な内容を学ぶセミナーを実施した。

アンケートでは、「身近な例をあげながらの説明で分かりやすかった」や「大まかな流れが分かった」という声があり、基本的な部分を伝えることができた。また、「労働者と有償ボランティアの違い、労務について知っておかなければならないことが分かった。書類等は整っているが、更新していかないといけない」や「休日ボランティアの場合はお金を支払っていないので、考えていきたい」といった声もあり、自団体で考えるべき労務の内容も見つかったようであった。税務と同様に労務も団体に合わせた実務が出てくる。プラザの窓口相談の活用を促すと共に、より高度な内容は専門家に繋げられるよう、備えておきたい。

5) 企業とNPOのプロボノセミナー あなたのスキルを活かそうプロボノ入門

令和6年11月8日(金) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：大須賀 恵子 氏(NPO法人中部プロボノセンター 理事・事務局長)

別所 大介 氏(別所中小企業診断士事務所 代表)

プロボノをテーマに企業とNPOの協働意識の啓発に繋がるよう、セミナーを実施した。プロボノは社会人が仕事等で培った専門知識や技術、経験を活かして、社会課題の解決に参加するボランティア活動であり、企業の社会貢献活動であると共に、社員の経験を活かして取り組む内容となる。社員にとっては仕事の経験を活かして取り組むことができ、また仕事の経験が社会課題の解決に役立つことを実感できる取組である。また、NPOにとってはプロボノが持つ技術やノウハウを活用することができる。しかし、両者にとって良い取り組みとするためには、受け入れるNPO側の理解が必要になるため、両者を対象としたセミナーを実施した。

アンケートでは、「自団体でプロボノを受け入れることはハードルが高いと考えているが、企業とつながる良い機会になると感じた。」や「NPO法人に馴染みがなかったため、活動を知ることができた。」といった声があった。セミナーでは、企業とNPOの立場の違いや両者にとって利益となるプロボノプログラムの作り方などを学ぶ機会となった。互いの立場の違いが分かるよう、グループディスカッションの時間を設けたが、発言する参加者が少なく、参加者同士の交流を十分に行うことができなかった。プロボノはまだあまり浸透しておらず、啓発の必要性を感じた。

6) 岐阜市協働の協議の場から学ぶ協働の可能性

令和7年3月17日(月) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：梶形 裕志 氏(岐阜市市民活動交流センター 市民活動支援係長)

原 美智子 氏(一般社団法人 よりそいネットワークぎふ 理事)

NPOと行政との協働関係の構築について学ぶセミナーを実施した。岐阜市では「NPOとの協働事業推進のガイドライン」に基づいて協議の場が持たれており、長年維持されてきた。岐阜市側と市民活動団体側の両者から協議の場の意義を聞き、NPOと行政との協働について学ぶセミナーを実施した。

アンケートでは、「両者のお話から20年ほどの間に行政と市民の意識の変化が伺えて頼もしく思った。双方の強みと、弱点はあっても他者との協働によって現状をよりよくできる部分とをお互いに理解し合って話ができる環境ができていることが良い。」や「市民や団体が意欲的にまちづくりに参加している状況が素晴らしいと感じた。」という声があった。協働のための協議が上手く進んでいる自治体の良さは感じられたようであった。ただ、アンケートには「質疑応答の時間が少なく、聞きたいことを聞くことができなかった。」という声もあった。参加者自身が活動する自治体での協議を活発にしていく方法を考える機会でもあったため、それぞれの課題意識を共有する場があればより良い内容になったと感じる。その他、参加者から「NPO側だけでなく行政側でも、行政とNPOの間に入って協働を推進していく役割を担う人が必要だと感じた。」という意見があった。

具体的な制度として進めていくには、岐阜県内で活動する市民活動団体に加えて、市民活動支援センターや自治体のNPO担当課と課題意識の共有などを行う場が必要だと感じる。

7) 岐阜県内市民活動支援センター交流会

「地域に出向き対話からはじめる！活動支援 ～地域のみんなで育てる基金～」

令和6年9月4日(水) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：本間 あかり 氏(一般社団法人ひだ財団)

市民活動支援センター交流会は、ひだ財団の活動を話題に実施した。ひだ財団は飛騨圏域の団体に助成金を出すと共に、地域の課題について学び合う勉強会を実施したり、参加者同士の繋がりを作るなど、お金以外の市民活動支援も行っている。市民活動に取り組むコミュニティに作り方学ぶ機会となった。後半は、前半の話を中心に参加者同士で意見交換や質問などを行った。

アンケートでは前半について「まちづくりスポットで築いた市民団体との関係性を、研究会で地域課題に興味のあまりなさそうな市民とも築きながら財団を築いていった流れに学ぶことがたくさんあった」といった声があった。財団の立ち上げはハードルが高いが、地域課題について学び合うコミュニティ作りは自団体で取り入れられそうな内容も多く、刺激になったようであった。後半の交流会では、若者へのイベント案内の届け方など、それぞれの市民活動支援センターで課題となっていることについて「若者と繋がっている人に声をかける、一緒に巻き込む」といった取り組み事例の紹介があった。新規参加の団体もあり、知り合うきっかけの場にもなった。

8) 岐阜県市民活動支援センター交流会

題解決に取り組む市民を支える非常設型の支援センター

令和7年1月24日(水) 14時～16時 実施方法：オンライン

講師：小池 達也 氏(まわる市民協働 運営チーム)

本巣市の市民活動支援センターは非常設型で運営されており、常設型の市民活動支援センターとは異なる運営がされている。その中で、誰でも相談できる「社会プロジェクト相談窓口」を設け、取り組みを支援したり、「市民による社会プロジェクト奨励金」を案内するなど、伴走しながら支える取り組みが行われている。常設でなくとも市民の活動を支える仕組みを学び、それぞれの市民活動支援センターで取り入れていくことを目的として実施した。前半は「まわる市民協働」の活動内容を聞き、後半は参加者同士での交流会を行った。

アンケートでは、前半は「どのような状況でも、支援活動等はできるということを感じました。活動の現場に行くことで、いろいろな気づきが得られることも、再認識しました。」や「自由が多い分本質的な支援が来ているなど感じました。」という声があり、常設型でも取り入れられる支援活動について知見が得られたり、常設ではないため外に出て活動が行えるという気付きがあった。後半の交流会では、市民活動支援センターの日常業務の悩み事などを共有した。

成果と課題

NPO法人の設立相談は例年通りの数があり、新しい団体の立ち上げに関わる機会となった。設立に限らず、決算書や事業報告書を確認するなかで、適切な記載がなされていない書類を見ることがあった。相談に来る団体には対応できているが、窓口に来なければ伝えることができていない。セミナー等で勉強する機会を充実させると共に、書類を受け取る自治体の窓口に対しても理解を深めてもらえるよう、情報発信をしていく必要がある。また、NPOを支援する機関としては地域の市民活動支援センターからの問い合わせはあるが、自治体の権限移譲先や市民活動担当部署からの相談は少ないので案内していきたい。

② 調査・研究・提案事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

NPOや協働を取り巻く状況や、それらを各方面がどのように考えているか把握することは、さまざまな活動や政策提言を進める上で重要な情報となる。またそうした情報をNPOに適切に発信していくことで、地域全体でさまざまな取り組みに役立っていく。

事業の目的 NPOや協働を取りまく状況について把握し、分析し、各方面への提案に結びつけることで、活動の環境を整える。

事業の概要 日本NPOセンターのNPO支援事業に係る人工（にんく）調査に協力した。
その他、NPOと行政の協働を考えるタスクチームでは、ぎふNPOセンターとして参加し検討を進めている。検討は現在も継続しており、今後は提言に結びつけていく。

成果と課題

日本NPOセンターの呼びかけで行っている「NPOと行政の協働を考えるタスクチーム」に参加し、全国のNPO支援センタースタッフとともに相互に事例の提供と情報収集に努めている。

岐阜県内の21市に対する協働状況調査は取り組めていない状況であり、体制を整えて臨みたい。

③「NPO法人設立講座」「NPO法人運営講座」開催事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

住民が主体となって地域の課題に取り組む際、活動する団体に法人格が必要になる場合がある。市民活動に取り組む法人格の一つであるNPO法人の設立および運営に関する講座を行い、理解を深めることで活動を支援する。

事業の目的 NPO法人の設立や登記や税務、労務などの運営の方法について学ぶ講座を実施し、受講者のNPO法人に対する理解を深め、事務力の向上を目的として実施した。

事業の概要 【NPO法人設立講座】
NPO法人設立講座では、「NPO」とは何か、NPO法人と一般社団法人の違い、法人格を取得するメリットと責務、NPO法人の設立方法などについて学ぶ講座を実施した。
【NPO法人運営講座】
2024 年度はぎふNPO・生涯学習プラザの相談内容やその他のぎふNPOセンターのセミナー事業で得られた参加者からの反応を基に、運営講座のテキストについて見直しを行った。

成果と課題

今年度はチラシを作成して参加者の呼びかけは行わなかったが、ブックレットを用いて個別に設立講座を実施した。NPO法人の設立に関する相談は多くあり、設立時の心構えやNPO法人以外の法人格についても伝えることができた。NPO法人の運営に関する相談を受けるなかで、法務局の登記や日々の会計、税務事務などを正しく理解していないNPO法人があることを認識している。NPO法人の責務が果たすための知識が学べるよう運営講座の内容を見直すと共に、講座の実施を企画していきたい。

④「みんなの勉強会」（会計しっかりマスター講座・会計実務サポート）

開催事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

会計に関するセミナーおよび相談対応を行い、NPOの財政状況を自ら把握し、主体的に判断できるよう支援することで、住民の自発的な活動を促進する。

事業の目的 NPO法人に必要な会計の実務に関する講座等を開催し、NPO・ボランティア団体の運営実務のスキルアップを図る。

事業の概要 <会計しっかりマスター講座>（於：OKB ふれあい会館）
「決算&報告編」：2024年4月26日・27日 参加者9名（7団体）
「日常編（基礎）」：2024年8月5日・6日 参加者6名（6団体）
「日常編（応用）」：2024年10月1日・2日 参加者5名（5団体）
NPO法人等の非営利団体の代表者や会計担当者を対象に、日常の会計処理など実務の基礎、決算整理・区分経理・按分計算等を含む決算書類の作成や報告書作成のポイントを学ぶ講座を開催した。
<会計実務サポート>
会計ソフト「ソリマチ会計王NPO法人スタイル」の使い方支援
新規導入3団体 個別サポート28団体
会計ソフトを購入していただいた団体に対し、初期設定まで支援した。
ソフト導入後の質問や相談については電話やメールで随時対応した。

成果と課題

「決算&報告編」では、決算を控えているNPO法人の代表者や事務局長など実際に事業報告書を作成する立場にある参加者が全体の半数を占め、費用の按分方法や「ボランティア受入評価益」「ボランティア評価費用」の計上方法に関する様々な質問があった。既存のNPO法人から、毎年決算について多くの相談が寄せられたり、正しく決算書類が作成できておらず所轄庁から指摘を受けたりするケースも見受けられるため、引き続き会計講座への参加を呼びかけていきたい。また、新設法人やNPO法人の会計担当にはじめてなった人など、NPO会計初心者向けに会計の基礎を学ぶ入門講座も企画したい。

⑤つながろう鈴鹿ネットワーク <鈴鹿市委託事業>

法人ミッションとのつながり

地域における市民活動の活性化は、どの地域においても大切である。東海市民社会ネットワークでのつながりが深い三重県地域において、地域の団体とつながることや、他地域の状況を把握して岐阜の地域づくりに活かしていくことは、岐阜県内の市民活動を活性化していくことにつながる。

事業の目的 『つながる』をテーマとして、参加者同士の交流を通じてまちづくり活動の活性化のきっかけとなる事業として位置づけられている。まちづくりへの市民参加と団体の持続可能な活動につながる基礎力の向上を目的とした講座を企画した。

事業の概要

【第1回】 ボランティア入門講座

講師：新海 洋子 氏（みえ市民活動ボランティアセンター長）
2024 年 11 月 16 日（土）午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分

【第2回】 想いを企画にする

講師：野尻智周（ぎふNPOセンター事務局長）
笠原聡太郎（ぎふNPO・生涯学習プラザ運営責任者）
2024 年 12 月 14 日（土）午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分

【第3回】 団体の持続可能な運営のための資金獲得方法

講師：野尻智周（ぎふNPOセンター事務局長）
小池達也（ぎふNPOセンター理事）
2024 年 12 月 21 日（土）午後 1 時 30 分から午後 4 時 00 分

成果と課題

企画書の作成、資金獲得を学ぶ講座を通じて、自団体の活動を客観的に見ることを伝え多。参加者に新しい視点を提供することで、今後の活動の展開が期待できた。

⑥市民活動と民主主義について考える勉強会 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

行政機関からの過剰な関与によって、市民の自由な活動が侵害されないよう、行政機関との適切な関係について考える勉強会を実施し、市民活動団体の活動環境整備を行う。

事業の目的 市民活動に取り組む団体の自主的で自由な活動が侵害されないよう、事例を通じて民主主義について考え、行政機関との適切な関係を構築していくことを目的として実施した。

事業の概要 2024 年 10 月 2 日に判決が確定した「大垣警察市民監視意見訴訟」や「認定 N P O 法人の役員名簿が警察に提供されたままであることを不安に感じた新聞報道」を事例に、大垣警察市民監視意見訴訟の弁護団長である弁護士山田秀樹氏より、事件の概要や判決の意義を学び、市民活動の意義などについて、参加者及び講師で意見交換を行った。実施は会場及びオンライン配信で行った。

成果と課題

2024 年 10 月 2 日に判決が確定した「大垣警察市民監視意見訴訟」や「認定 N P O 法人の役員名簿が警察に提供されたままであることを不安に感じた新聞報道」を事例に、大垣警察市民監視意見訴訟の弁護団長である弁護士の山田秀樹氏より、事件の概要や判決の意義を学び、市民活動の意義などについて、参加者及び講師で意見交換を行った。実施は会場及びオンライン配信で行った。

⑦専門相談・講師等派遣事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

当法人がこれまでに培ってきたノウハウや全国的なネットワークを通じて得られた情報および知見を、岐阜県内のNPOや中間支援センターに伝えていくことは、県内全体でNPO等が実施する活動を活性化していくことにつながる。

事業の目的 NPOに関する理解を深めることや地域課題解決の担い手づくりなど、地域で活躍するさまざまな主体を支援していくため、日常的に法人手続きや会計等の専門的な相談に対応すると共に、講座等の講師を派遣する。

事業の概要 <多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見 NPO相談>
相談会回数：7回

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見 NPOカフェ>
2024年9月28日
講師：野尻 智周

<多治見市市民活動交流支援センター ぼると多治見
市民活動団体交流会>
2025年1月26日
講師：野尻 智周

<関市社会福祉協議会 地域づくりの観点から防災を考える>
2024年8月8日
講師：野尻 智周

<美濃市社会福祉協議会 災害ボランティア養成講座>
2024年9月20日
講師：野尻 智周

<大垣市社会福祉協議会 ボランティア流会>
2025年3月1日
講師：野尻 智周

成果と課題

NPOやボランティアに関する理解を深める内容だけでなく、災害支援に関する内容など、さまざまな依頼があった。

今後もNPOのあるべき姿や運営支援、政策提言など、ぎふNPOセンターとして蓄積しているさまざまな情報、ノウハウを生かしながら、NPOを取り巻く環境と関連し、内容を充実させていきたい。

ぎふNPOセンターのミッションや事業計画に合わせた内容で地域の担い手育成に関する講座講師の派遣を行っていく。

⑧生涯学習情報提供事業 <岐阜県委託事業>

法人ミッションとのつながり

自身が学んだ内容を開き、交流の場を作り出す生涯学習は、地域のつながり・コミュニティ構築の一つを担っている。生涯学習団体を含むNPO等の活動を支援し、住民主体の地域づくり活動を促進する。

事業の目的 生涯学習情報のホームページによる情報提供を行い、市民が生涯学習への参加の機会を作る。生涯学習団体に対しては、生涯学習の持つ「地域のつながりづくり」の可能性を伝え、またNPO等との連携を通じて地域の課題解決の取り組みを促進することを目的に実施する。

事業の概要 岐阜県が紹介している生涯学習の指導者情報の広報、講座等を開催するために講師を依頼したい団体と指導者の仲介、生涯学習団体への岐阜県の提唱する「地域づくり型生涯学習」の紹介を行った。

成果と課題

ぎふNPO・生涯学習プラザ内にて、生涯学習に関連するチラシ等を配架し、広報を行った。今後も生涯学習の情報を知る機会が提供できるよう、情報発信に取り組んでいきたい。また、生涯学習に取り組む団体に対して、生涯学習を通じた地域づくりについても紹介していきたい。

⑨災害時専門ボランティア受け入れ推進事業 <岐阜県社会福祉協議会委託事業>

法人ミッションとのつながり

災害という誰にも関係するキーワードを通じ、さまざまな団体が日常からつながっていくことができる取り組みは、NPOの連帯を強め、活動の活性化を促すことができる。

事業の目的 全国各地で頻発する自然災害に対し、様々な組織、機関が連携しながら、被災した方々が一日も早く日常生活を取り戻すことを念頭に、数多くの方たちが災害にも強い地域づくりを目指して日々の活動に取り組んでいる。そのような中、災害だけでなく、子育て、福祉、環境など、専門性の高いスキルを持ったNPOや市民活動団体等が、それぞれの得意性や専門性を生かしながら災害時にも地域で支援等の活動が行えるよう、また災害時に自分たち自身の活動をどうしていくかを考えていく必要がある。各団体や個人の取り組みだけでなく、共通した活動分野や地域で、災害時を意識しながら緩やかなネットワークを形成しておくことは、災害時のみならず日ごろからの地域づくりに寄与するものである。

そこで、NPOや市民活動団体等が日頃から災害時対応について意識してもらえるように、より身近で日常の活動に直接つながりそうな、避難所などでの避難者支援活動をテーマに「避難所」「仮設住宅や広域避難」「ささえあいセンター」といったフェーズや環境の違いで各回の話題提供を設けることで、各団体の専門性を災害時に生かすことを考える機会とすることを目的に研修の場を設けた。また、災害時の情報共有の大切さを伝え、災害時の「情報共有と連携」について意識を高め、研修を通じて専門性を持ったボランティア間の顔の見える関係の構築を図ることができるように努めた。

事業の概要

1) 開催日時（形式は全て対面およびオンラインのハイブリッド形式）

【第1回 全体会「能登半島地震の支援活動の現状」】

日時：2025年1月8日（水） 13：30～16：00

場所：岐阜県民ふれあい会館 406 会議室

【第2回 避難所運営の課題「女性・子ども・社会的弱者・外国人など」】

日時：2025年2月10日（月） 13：30～16：00

場所：ハートフルスクエアG クラフト室

【第3回 みなし仮設や広域避難の詳細と課題】

日時：2025年3月13日（木） 13：30～16：00

場所：ハートフルスクエアG 中研修室

【第4回 自主避難所や在宅避難での避難生活者の孤立】

日時：2025年3月14日（金） 13：30～16：00

場所：ハートフルスクエアG 中研修室

2) 研修内容

- ① 趣旨説明
- ② ミニ講演およびゲストからの話題提供
- ③ 意見交換（会場参加者のみ）

- ④ 質疑応答
- ⑤ まとめ

3) 参加者

各回での参加申込者は以下の通り。ただし、オンライン参加の場合は、各回のオンライン参加 URL は同一としたため、申し込みのないテーマに参加していた例も見られた。

なお、現地参加の人数には講師および話題提供者も含んでいる

【第1回】25人（現地参加：7名、オンライン参加申込18名）

【第2回】22人（現地参加：10名、オンライン参加申込12名）

【第3回】29人（現地参加：8名、オンライン参加申込21名）

【第4回】31人（現地参加：8名、オンライン参加申込23名）

合計（延べ）現地参加：33名、オンライン参加申込74名、合計107名

4) 動画の配信

オンライン配信の内容については振り返りや組織内での共有に使用してもらえるよう、動画配信サービスを使用して視聴可能な状態とした。

（2）講師および各回の話題提供

	講師、話題提供者
第1回 全体会 『能登半島地震の支援活動の現状』	ミニ講演/コーディネーター：園崎 秀治 氏 (Office Sonozaki) 「能登半島の災害ボラセンの状況と避難所支援について」 話題提供：神元 幸津江 氏 (全国災害ボランティア支援団体ネットワーク「JVOAD」) 「能登半島のNPOや地縁団体の活動について」
第2回 避難所運営の課題 『女性・子ども・社会的弱者・外国人など』	ミニ講演/コーディネーター：園崎 秀治 氏 (Office Sonozaki) 「マイノリティな方たちの避難所生活の課題について」 話題提供：各務 眞弓 氏 (NPO法人可児市国際交流協会) 「在住外国人への災害時対応と、 災害多言語支援センターについて」
第3回 『みなし仮設や広域避難の詳細と課題』	ミニ講演/コーディネーター：園崎 秀治 氏 (Office Sonozaki) 「みなし仮設や広域避難の課題について」 話題提供：津賀 高幸 氏 (NPO法人Mama's Café) 「災害時の避難所運営から、広域避難の取組みについて」
第4回 『自主避難所や在宅避難での避難生活者の孤立』	ミニ講演/コーディネーター：園崎 秀治 氏 (Office Sonozaki) 「自主避難所や在宅避難での避難生活者の実状について」 話題提供：小野 貴規 氏 (長野市社会福祉協議会) 「“生活支援・地域ささえあいセンター”による被災者支援」

成果と課題

今年度は、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」の設置訓練の予定が「豪雨予報」のため延期となり、大きな被害とはならなかったものの被災地域があった。その他にも、岐阜県全域を対象とした「災害中間支援組織」づくりに向けた動きも活発になりつつある中、県内のNPOや市民活動団体のつながりを強めていくことの大切さを感じる人が多い1年であった。更には豪雨、地震のみならず、山地火災への備えについても考えさせられた。災害時のNPO等の活動についても、その必要性を改めて考える状況が続いており、本事業の重要性を強く感じながら本事業に取り組んだ。

まずはNPO・ボランティアの専門性が生かされた活動が必要な場面と、そこでの活動内容を知っていただく。そして、研修の内容は自分事として考えられるような機会となることを目指した。それらを踏まえて、様々な避難形態や被災地での時間経過による状況変化を想定してもらうこと、その中で必要とされる活動内容の変化や個々の被災者の状況や環境の違いも考慮に入れてテーマ設定や講師の決定を行った。

研修に参加した多くの方からは「個々のつながりづくりの大切さ」や「多様な組織の協力・連携の重要性」などについての意見を伺うことができた。

特に会場参加者に限定し、少人数に分けて実施した意見交換では、話題提供や日頃の活動で気付いた事柄や考えるべき点について活発に発言があり、何より意見交換の相手や周囲の人たちのことを知ろうとするような質問が見られた。これは、今後、災害時に専門性を発揮して支援に当たるためのネットワーク形成に大きな期待を持つことができる風景であった。

しかしながら、既に災害支援に取り組んでいる団体を含め、研修に参加していないNPOが多く存在することも確かである。災害時には一人、一つの団体だけでは十分な力を発揮することはできない。支援に入る側も支援を受ける側も、日頃からつながっておき情報を共有できる体制をつくっておくことが肝要である。災害支援を経験した団体からは得られた知見を、未経験の団体からは参加するためのハードルや疑問点などを出し合える状況を創出する必要がある。その上で、災害支援体制構築につながる緩やかなネットワークの形成にも努め、市町村社協や自治体はもちろん、NPO支援に携わる機関も含めた顔の見える関係づくりに取り組んでいく。

⑩災害時関連事業 <JVOAD 協力事業および自主事業>**法人ミッションとのつながり**

災害という誰にも関係するキーワードを通じ、さまざまな団体および防災人材のネットワークを形成していくことは、誰一人取り残されない地域づくりにつながっていく。

事業の目的 様々な形で災害支援が行われている。支援について学び、また防災というキーワードを通じて多くの団体とつながっていく。
今年度は JVOAD が武田薬品工業からの支援を受けて実施している「災害支援ネットワーク立ち上げ支援事業」にも協力し、NPO 支援センターや各種テーマで活動している団体との結びつけを強めた。

事業の概要 災害発生後、生活再建を進めるための取り組みの一つである災害ケースマネジメントの他、さまざまな研修やネットワーク交流会等に参加した。
災害支援ネットワーク立ち上げ支援事業では、県内各地の NPO 支援センターを訪問して災害対応に関する取り組みについてヒアリングを行うとともに、交流会も開催した。

成果と課題

2024 年 1 月 1 日に発生した能登半島を震源とする大規模な地震で関心が高まり、また南海トラフへの注意喚起が出される中、近隣県をはじめとして他地域の団体、防災人材をつなげることができた。

⑪助成金等情報提供事業（WAM 助成募集説明会） <WAM 委託事業>**法人ミッションとのつながり**

NPOが助成金を獲得することは、既に実施している活動の資金になるのみならず、新たな取り組みを促し、地域に還元されていくことにつながる。また助成金の説明会を開催することで助成財団等とのつながりを深め、ノウハウや知見の蓄積につながっていく。そうした成果をさまざまなNPOに還元することは地域力の向上に結びつく。

事業の目的 WAM 助成に関する説明会および個別相談会を実施することで、申請を検討している団体が助成金に関する理解と助成団体との結びつきを深める。

事業の概要 昨年度に引き続き、2025 年 1 月 15 日に、東海地域をはじめとする助成金申請を考えている団体を対象として説明会を開催した。会場とオンラインのハイブリッド形式で実施した。

成果と課題

助成金の説明会には 30 人以上の申込みがあり、岐阜県が 3 割強を占めていた。団体に向けて助成金の紹介と申請ノウハウの紹介を行うことができた。また、6 団体からの個別相談の申込みがあり、参加者の考えている申請内容などを聞き、申請に際してのアドバイスをを行った。

WAM の担当者ときふNPOセンターのスタッフが組んで相談対応を行うことで、助成金の申請に対する理解度を上げることができた。また、助成先の考えを聞く機会にもなり、きふNPOセンタースタッフのスキルアップにも繋がった。

⑫岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート <自主事業>

法人ミッションとのつながり

首長選挙に立候補者に対して市民活動施策の考えについてアンケートを行い、首長候補者のNPOを含む住民の活動への考えを聞き、NPO関連施策への理解を促し、自治体施策においてNPOの活動を推進するための環境整備を行う。

事業の目的 岐阜県内で実施される首長選挙（県知事および市町村長選挙）の立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状をお送りし、回答を公開することで、行政、市民双方の協働のまちづくりへの意識を醸成する。

事業の概要 2024 年度において、岐阜県内では、下呂市、岐南町、富加町、池田町、坂祝町、揖斐川町、恵那市、羽島市、関ヶ原町、岐阜県、七宗町（選挙日順）の 11 自治体で首長選挙が実施された。新聞等で確認できた立候補予定者へ質問状を送り、ぎふNPOセンターのホームページで質問内容および回答を公開した。

成果と課題

前年度と同様に 3 つの質問「市民活動団体への期待」「市民活動団体への活動支援施策」「市民活動団体との協働関係との構築」を行った。自治体が実施している市民活動団体の支援施策や自治体の総合計画、協働のガイドラインを参考にアンケートを作成した。

選挙の際に行うことで立候補予定者自身の考えを聞くことは出来ているが、現首長の取り組みへの働きかけが弱い。選挙後の取り組みを考える必要がある。

⑬ NPOの活動拠点等提供事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

小規模な団体への作業環境の提供は、各団体のリソース不足を補い必要な活動に力を向けてもらうことにつながる。必要な活動に注力することで、県内全体としてのNPOの活動活性化を促すことができる。

事業の目的 多くのNPOにとって共通する課題である作業環境の不足を補完する。

事業の概要

- ・印刷機の利用（有料）
- ・紙折機の利用（無料）
- ・ワークショップツール「えんたくん」貸出（有料）
- ・オンライン機材貸出（有料）
- ・会議スペースの提供（プラザ事業として実施）
- ・PCの提供（株式会社メイラからの寄贈）
- ・物品の提供（日本イベント企画からの寄贈）

成果と課題

印刷機の利用についてはのべ14団体であった。岐阜市内には別の施設に無料で利用可能な印刷機も用意されている（条件および制限等あり、紙は持ち込み）ことを考慮することは必要だが、利便性の観点から今後も継続して利用の継続をしていく。

適度に近距離での対話を促進する円形段ボール「えんたくん」を貸し出すことで、各団体が実施するイベントの充実に寄与した。今年度は4件の貸し出し実績となった。

また、コロナ禍で定着したオンライン会議等から派生し、イベントを対面およびオンラインで実施する「ハイブリッド形式」が増えてきている。そうした場面ではある程度の機能を有する機器が必要であるため、ぎふNPOセンターが所有する機器を貸し出した。1件の貸し出し実績となった。

株式会社メイラから、岐阜県社会福祉協議会に照会のあったPC寄贈に関しては、当法人が仲介役となって関係団体から希望を募り、20台程度のPCを団体に提供した。PCの導入に不安を抱える団体については必要に応じてサポートした。

日本イベント企画からは什器や食器、文具類の提供を受け、学習支援等を行う団体を中心に希望を募って配布した（年度をまたぐ取り組みとして実施）。

今後もさまざまな相談機能と本事業の連携も考え合わせる、さまざまな状況にあるNPOにとって必要なインキュベート機能やイベント対応について検討し、必要な支援について実施していく。

⑭ ぎふNPOセンターブックレット普及事業 <自主事業>

法人ミッションとのつながり

住民が地域の課題を自ら解決に取り組む際の法人格として「NPO法人」を紹介し、団体の設立支援を通して、住民自ら地域課題に取り組みを促進する。また、住民主体の社会の実現に向けて、ぎふNPOセンターの思いを発信する。

事業の目的 NPO法人に対する理解を深め、法人設立のメリット・責務を知り、読者の望む形で地域や社会の課題との関わりが持てるようになることを目的として、ぎふNPOセンターの「NPO」に対する思いと法人設立への知識・経験をまとめて作成したブックレット普及する。

事業の概要 「NPO法人設立講座」等で使用しているブックレット「想いをかたちに！ NPO法人設立の手引き」を法律や制度の変更、一般社団法人の紹介など、2021 年現在のNPO法人を含む市民活動を取り巻く状況に合わせて情報を更新し、2012 年に発行した第 2 版に、ぎふNPOセンターが培ってきた経験を加えて、2021 年に第 3 版を作成した。ブックレットを使ってNPO法人の設立に関する説明を行ったり、設立に関する説明を行った後、NPO法人について学べる資料として活用した。

成果と課題

設立講座の資料として使っているブックレットには、NPO法人と社団法人の違いやNPO法人に関係する税金の話、設立までの手続き一覧など、NPO法人の設立相談を受ける中で聞かれることの多い内容についてもまとめている。講座の資料だけでなく、NPOの基礎知識からNPO法人の設立認証申請までまとめている。現在、ブックレットは相談対応時に使っているだけなので、設立講座を実施すると共に、ブックレットを紹介し、広報を強化していく必要がある。

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅱ.2024 年度 決算報告

自 2024 年 4 月 1 日

至 2025 年 3 月 31 日

貸借対照表

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター
全事業所

[税込] (単位: 円)
2025年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		未 払 金	9,007,435
現 金	140,634	前 受 金	8,000
小口 現金	95,976	預 り 金	101,999
普通預金	14,046,245	未払消費税	737,600
現金・預金 計	14,282,855	流動負債 計	9,855,034
(売上債権)		負債合計	9,855,034
未 収 金	10,449,782	正 味 財 産 の 部	
売上債権 計	10,449,782	【正味財産】	
(その他流動資産)		前期繰越正味財産額	17,060,436
前 払 金	21,073	当期正味財産増減額	456,551
その他流動資産 計	21,073	正味財産 計	17,516,987
流動資産合計	24,753,710	正味財産合計	17,516,987
【固定資産】			
(有形固定資産)			
什器 備品	2		
有形固定資産 計	2		
(投資その他の資産)			
特定預金	2,468,309		
出 資 金	150,000		
投資その他の資産 計	2,618,309		
固定資産合計	2,618,311		
資産合計	27,372,021	負債及び正味財産合計	27,372,021

財 産 目 録

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター
全事業所[税込] (単位: 円)
2025年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	140,634
シンクタンク	(140,634)
小口 現金	95,976
センター用	(95,976)
普通預金	14,046,245
ゆうちょ銀行	(82,957)
郵便振替	(103,581)
十六銀行 県庁支店	(13,533,177)
十六銀行 別口1	(326,530)
現金・預金 計	14,282,855

(売上債権)

未 収 金	10,449,782
プラザ事業	(681,459)
ハチドリ	(85,346)
講師派遣	(25,000)
女性のつながりサポート事業	(7,677,403)
美濃加茂市自治会支援	(1,633,170)
孤独孤立対策担い手育成支援事業	(347,404)
売上債権 計	10,449,782

(その他流動資産)

前 払 金	21,073
プラザ	(3,600)
女性のつながりサポート	(1,793)
専門相談	(10,730)
災害関連事業①	(4,950)
その他流動資産 計	21,073

流動資産合計

24,753,710

【固定資産】

(有形固定資産)

什器 備品	2
有形固定資産 計	2

(投資その他の資産)

特定預金	2,468,309
出 資 金	150,000
momo出資金	(150,000)
投資その他の資産 計	2,618,309

固定資産合計

2,618,311

資産の部 合計

27,372,021

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	9,007,435
事業経費	(119,667)
管 理 費	(3,561,215)
プラザ	(184,199)
ゆうメール	(59,424)
活動拠点	(3,403)
女性のつながりサポート	(3,684,690)
孤独・孤立対策事業	(58,500)
災害時専門ボランティア受入研修事業	(3,900)
美濃加茂市自治会支援	(587,978)
孤独孤立対策担い手育成支援事業	(686,750)
ヤングケアラーオンラインサロン企画運営事業	(45,000)
講座開催事業	(12,709)
前 受 金	8,000
会 費	(8,000)
預 り 金	101,999
ぎふハチドリ基金	(15,603)
雇用保険料	(86,396)
未払消費税	737,600
流動負債 計	9,855,034

負債の部 合計

9,855,034

正味財産

17,516,987

活 動 計 算 書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 ゑふNPOセンター 自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

【経常収益】		
【受取会費】		
正会員受取会費	140,000	
個人賛助会員受取会費	20,000	
団体会員受取会費	129,000	289,000
【受取寄付金】		
受取一般寄付金		89,593
【受取助成金等】		
受取委託金	32,136,641	
プラザ運営事業	(12,281,459)	
災害時ボランティア受入研修事業	(2,000,000)	
女性のつながりサポート事業	(14,677,403)	
WAM助成金説明会	(92,492)	
美濃加茂市自治会支援業務	(1,633,170)	
災害ネットワーク立ち上げ検討事業	(500,000)	
孤独孤立対策担い手育成支援事業	(777,745)	
鈴鹿ネットワーク講師派遣	(174,372)	
受取補助金	7,000,000	
孤独・孤立対策官民連携事業	(7,000,000)	39,136,641
【事業収益】		
調査研究事業収益	55,000	
調査協力費	(55,000)	
人材派遣事業収益	95,000	
人件費	(95,000)	
講師派遣事業収益	181,000	
講師代	(181,000)	
ブックレット普及事業収益	19,250	
ブックレット代	(19,250)	
情報発信事業収益	22,000	
専門相談事業収益	210,546	
資料代	(144,000)	
講師代	(5,000)	
会計サポート代	(41,850)	
会計ソフト代収益	(18,400)	
交通費分	(1,296)	
政策提言事業収益	135,608	
委託費	(135,608)	
活動拠点提供事業収益	71,943	
印刷代	(53,743)	
えんたくん貸出	(7,700)	
配信機材貸出	(5,500)	
DXサポート代	(5,000)	790,347
【その他収益】		
受取 利息		7,556
経常収益 計		40,313,137
【経常費用】		
【事業費】		
(人件費)		
給与手当(事業)	14,399,997	
通 勤 費(事業)	530,295	
法 定 福 利 費	2,413,899	
人件費計	17,344,191	

活 動 計 算 書

[税込] (単位 : 円)

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター		自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日	
(その他経費)			
報償費・謝金(事業)	2,941,074		
旅費交通費(事業)	501,938		
通信運搬費(事業)	912,633		
印刷製本費(事業)	330,107		
消耗品費(事業)	930,365		
会 場 費(事業)	119,840		
賃 借 料(事業)	145,200		
委 託 費(事業)	7,680,100		
研 修 費(事業)	19,300		
会 議 費(事業)	72,808		
保 險 料(事業)	26,853		
諸 会 費(事業)	33,000		
租税 公課(事業)	1,489,300		
消費税	(1,448,300)		
印紙代等	(41,000)		
支払補助金	5,172,035		
その他経費計	20,374,553		
事業費 計		37,718,744	
【管理費】			
(人件費)			
職員給与	610,758		
通 勤 費	7,396		
法定福利費	46,840		
福利厚生費	43,041		
人件費計	708,035		
(その他経費)			
報償費・謝金	371,050		
役員報酬	50,000		
旅費交通費	79,763		
通 信 費	125,874		
賃 借 料	411,329		
事務所管理費	1,363		
事務所消耗品費	2,519		
租税 公課	0		
会 議 費	5,730		
印 刷 費	29,732		
渉 外 費	90,180		
他団体会費	(38,000)		
野村さんを偲ぶ会	(52,180)		
雑 費	3,892		
諸 会 費	1,375		
リース 料	114,000		
複合機	(114,000)		
その他経費計	1,286,807		
管理費 計		1,994,842	
経常費用 計			39,713,586
当期経常増減額			599,551
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			599,551
法人税、住民税及び事業税			143,000
当期正味財産増減額			456,551
前期繰越正味財産額			17,060,436
次期繰越正味財産額			17,516,987

2024年度事業の費用内訳（別紙）

	①調査研究	②人材育成・研修		③啓蒙・広報		④相談・助言・提言				⑤社会包摂				
収入財源	自主事業	自主事業	委託事業 (船鹿市)	自主事業	自主事業	自主事業 (岐阜県市民 生活課)	自主事業	委託事業 (船鹿市 機務)	自主事業	委託事業 (岐阜県市民 生活課)	自主事業	委託事業 (岐阜県市民 生活課)	補助金 (岐阜県地域 福祉課)	補助金 (コンソーシアム (公財)ひょうご コンソーシアム財団)
事業名	調査研究 事業	講師派遣 事業	船鹿トリニティ 講師派遣 業務	講座開催 事業 【市民活動～】 増える命	ブックレット 普及事業	情報発信 事業 (名古屋 HOREN 広聴部2)	プラザ運営 事業	政策提言 事業	情報提供事業 (YAMAGUCHI 財団)	専門相談	女性のつながり サポーター事業 (生涯課)	ヤングケアラー オンラインサロ ン企画・運営業 務	福祉・孤立対策 官民連携事業費 補助金事業	福祉・孤立対策 担い手育成支援 事業
(人件費)														
給与手当	118,624	61,290	59,046	60,000	6,518	7,150	9,100,539	45,920	31,320	71,295	2,546,220	60,000	618,985	163,360
通勤費	1,053	3,467	3,340	0	369	421	246,943	2,597	1,772	4,033	144,026	0	35,013	14,897
法定福利費	6,671	21,955	21,151	0	2,335	2,689	619,461	16,449	11,219	25,539	912,104	0	221,733	94,340
福利厚生費														
人件費計	126,348	86,712	83,537	60,000	9,222	10,540	9,967,063	64,966	44,311	100,867	3,602,350	60,000	875,731	272,597
(その他経費)														
報償費・謝金				40,274			213,900	3,600		71,100	1,085,800	45,000	81,000	448,000
役員報酬														
旅費交通費	38,145		13,960	2,797			35,971	62,165	4,139	10,656	96,522		2,346	37,770
通信運搬費							691,227	7,100		2,020	139,430		3,190	980
印刷製本費							119,004				138,290			
印刷費														
消耗品費							340,077			6,000	494,757		13,749	
会場費			2,230				6,720	41,740	4,810	30,040			15,460	
賃借料							145,200							
事務所管理費														
事務所消耗品費														
リース料														
広報費														
委託費											7,158,000		5,000	
研修費								10,000					4,827	
会議費				315			1,495	34,600			7,381			
車両費														
燃料費														
水道光熱費							20,553				6,000			
保険料														
渉外費														
支払手数料														
支払補助金													5,172,035	
雑費														
諸会費										33,000				
租税公課								600			20,000			
法人税														
消費税														
均等料等							1,116,496				331,804			
その他経費計	0	38,145	13,960	45,616	0	0	2,710,543	159,805	8,949	152,816	9,497,964	45,000	5,297,607	486,750
經常費用合計	126,348	124,857	97,497	105,616	9,222	10,540	12,678,066	224,771	53,260	253,683	13,100,334	105,000	6,173,338	759,347

2024年度事業の費用内訳（別紙）

収入財源	③地域資源を有効に活用する事業										事業部門	管理部門	合計
	自主事業	委託事業 (福祉関係会)	委託事業 (全国災害ボランティア支援団体ネットワーク JVOAD)	委託事業 (美濃加茂市自治会支援業務)	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業	自主事業			
事業名	(災害関連事業①) R6船着中島地区 における支援 (人材派遣) JVOAD	災害時専門 ボランティア 受入研修業務	(災害関連事業②) 災害支援ボランティア 立ち上げ検討 事業	美濃加茂市自治 会支援業務	ハチドリ 基金運営 サポート 事業	子ども・若者 支援ネット 事業	さふ学生 ボランティア情報 提供事業	ファミサポ 支援会館 運営事業	活動拠点 活動事業 提供事業				
(人件費)													
給与手当	32,169	500,446	169,310	453,024	180,000	60,000	30,000	0	24,361	14,399,997	610,758		15,010,755
通勤費	1,820	28,308	9,577	31,282	0	0	0	0	1,378	530,295	7,396		537,691
法定福利費	11,523	179,269	60,650	198,103	0	0	0	0	8,727	2,413,899	46,840		2,460,739
福利厚生費										0	43,041		43,041
人件費計	45,512	708,023	239,537	682,409	180,000	60,000	30,000	0	34,466	17,344,191	708,035		18,052,226
(その他経費)													
報償費・謝金		120,000		771,200				61,200		2,941,074	371,050		3,312,124
役員報酬										0	50,000		50,000
旅費交通費		92,450	18,755	71,106			3,528	11,544	3,612	501,438	79,763		581,701
通信運搬費		62,768		2,390						912,633	125,874		1,038,507
印刷製本費		5,180							47,633	330,107			330,107
印刷費										0	29,732		29,732
消耗品費		49,282		5,600					20,900	930,365			930,365
会場費		11,520	5,230	2,090						119,840			119,840
賃借料										145,200	411,329		556,529
事務所管理費										0	1,363		1,363
事務所消耗品費										0	2,519		2,519
リース料										0	114,000		114,000
広報費										0			0
委託費		522,100								7,680,100			7,680,100
研修費		4,300								19,300			19,300
会議費		20,220	1,740					2,220		72,898	5,730		78,538
車両費										0			0
燃料費										0			0
水道光熱費										0			0
保険料										26,853			26,853
渉外費										0	90,180		90,180
支払手数料										0			0
支払補助金										5,172,035			5,172,035
雑費										0	3,892		3,892
旅会費										33,000	1,375		34,375
租税公課				400						41,000			41,000
印紙代										0			0
法人税										1,448,300			1,448,300
消費税										0			0
均等税等										0			0
その他経費計	0	887,820	25,725	852,786	0	0	3,528	74,974	72,145	20,374,553	1,386,807		21,661,360
經常費用合計	45,512	1,595,843	265,262	1,635,195	180,000	60,000	33,528	74,974	106,611	37,718,744	1,994,842		39,713,586

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター 2025年 3月31日 現在

- 【重要な会計方針】
財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- (1). 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸については、該当資産がない事から評価しません。
- (2). 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産については、定率法で償却します。
無形固定資産については償却をしません。
- (3). 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税込み方式で行い、税額の計算は本則主義によっています。
- 【事業費の内訳】
事業費の区分は別紙の通りです。
- 【固定資産の増減内訳】

〔税込〕（単位：円）

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
什器備品(エアコン)	100,000	0	0	100,000	99,999	1
什器備品(紙折り機)	210,000	0	0	210,000	209,999	1
合計	310,000	0	0	310,000	309,998	2

- 【使途等が制約された資産の内訳】
当法人の正味財産は17,516,987円ですが、このうち2,468,309円は目的が決まっていますので、使途が制約されていない正味財産は15,048,678円です。

〔税込〕（単位：円）

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
特定預金	2,467,963	346	0	2,468,309	

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅲ.2025 年度 事業計画

1.ぎふNPOセンターの 2025 年度運営に関する計画

1. 通常総会

開催日時： 2025 年 6 月 1 日(日)
会 場： OKB ふれあい会館 405 会議室
2. 理事会

月 1 回開催
3. 役員・フェロー

(五十音順)

理事	市来 圭(理事長) 北村 隆幸、相浦 良子(副理事長) 浅野 芳治、有田 朗、笠原 聡太郎、神田 浩史 小池 達也、中川 健史、野尻 智周、原 美智子 山田 朋子
監事	各務 克郎
4. 事務局体制

(五十音順)

常勤役員	笠原 聡太郎、野尻 智周
常勤職員	池戸 美子、齋藤 雅治
非常勤職員	橋口 紗那恵

【業務時間】

 - ①ぎふNPOセンター事務局
平日 9:00~18:00 (土日祝・年末年始 閉所)
 - ②ぎふNPO・生涯学習プラザ
9:00~18:00(年末年始・OKB ふれあい会館休館日 閉所)
5. 情報発信
 - ・ 助成金情報およびイベント情報等に関する情報提供
対象：当センター会員、県内NPO、その他情報提供希望者、等
内容：法人運営に関する重要な情報、イベント情報、助成金情報、等
頻度：随時
 - ・ ぎふNPOセンター ホームページ
<http://gifu-NPOcenter.org/>
 - ・ ぎふNPOセンター フェイスブック
<https://www.facebook.com/gifu.np>

2.ぎふNPOセンターの 2025 年度事業に関する計画

(1) 2025 年度(2025 年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日)事業計画

分類	実施事業	事業内容
(1) 地域再生と自立(自律・自率)、より広い社会との連携	1) 社会包摂関連事業	①社会包摂関連提案事業 誰一人取り残さない地域づくりに向け、さまざまな機関、団体と連携していくための提案を行っていく。(特記すべき事業別記 i および ii)
		②岐阜県女性のつながりサポート支援事業 生理の貧困など、さまざまな困難を抱える女性に対し生理用品の配布、相談窓口の開設、居場所の提供、訪問支援等を行う。
		③岐阜県孤独・孤立対策官民連携事業 岐阜県内で孤独・孤立対策に取り組む団体に呼びかけを行い、各団体が行う取り組みに対して補助を行う。(特記すべき事業別記 i)
		④孤独・孤立対策担い手育成支援事業 孤独・孤立対策を推進するため、複数地域の中間支援組織と連携してNPOの活動強化と中間支援組織を強化する。
		⑤ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託 気軽に悩みや不安を打ち明け、経験を共有する場の提供や、当事者や元当事者、支援者等の交流、現状把握し、適切な支援を考える。(提案中)
	2) より広い社会との協働・連携	①NPO法人ぎふハチドリ基金運営支援事業 市民ファンドの運営を人的に支援する。 ※②の活動にもまたがる！(特記すべき事業別記 iii)
		②「子ども・若者支援ネットワーク岐阜」事業運営業務 困難を有する子ども・若者とその家族を包括的に支援する地域ネットワークによる定例会議の開催
		③ぎふ学生ボランティア情報提供事業 県内の学生、生徒へのボランティア・地域活動等の情報発信
		④岐阜県ファミリー・サポート・センター等広域推進連絡会議運営事業 ファミサポ運営団体及び行政の情報・意見交換のための会議運営
		⑤美濃加茂市自治会のあり方検討会議推進事業 美濃加茂市内の主に自治会役員を対象に、自治会の役割やあり方を考える検討会を実施する
		⑥岐阜市ゼロカーボン市民懇談会 ゼロカーボンシティを目指す岐阜市の取り組みに関し、市民意識の醸成に協力する
		⑦政策提言事業 NPOがより活動しやすい環境づくりに資するための政策提言等の実施 ※②の活動にもまたがる！(特記すべき事業別記 ii)

(2) NPOの活動環境整備と後方支援、NPOセクターの成長	① ぎふNPO・生涯学習プラザ事業	a) NPOの設立・運営に関する相談対応、ボランティア等のマッチング、情報提供、イベント開催等 b) 「NPOの組織基盤強化」のための調査、セミナー(専門家によるレクチャー等意見交換)等の実施 (特記すべき事業別記iv)
	② 調査・研究・提案事業	a) 県内NPO法人の財政分析及び経年変化の分析等を実施する。 b) 県内市町村の協働への取り組み状況について調査を行う。 c) 市町村の中間支援機能があるところへのノウハウ提供と協働の提案を行う。 d) 市町村にNPO等や市民活動団体等を応援する部署がない場合、その必要性和守値の掘り起こし等を実施する。 e) コロナ禍がNPOやその活動および活動の先にいる人々や状況に与える影響を調査、分析し、必要な事柄について検討する。
	③ 講座開催事業-人材育成・NPO法人設立運営・会計講座-	自治体職員向け講座、NPO人材育成講座、NPO法人設立講座、NPO法人運営講座、会計しっかりマスター講座、会計実務サポート議員向け勉強会を企画・実施する。 (特記すべき事業別記v)
	④ 専門相談・講師等派遣事業	講師、相談員等の派遣
	⑤ 生涯学習情報提供事業	課題解決型生涯学習団体の情報を提供することで、地域づくりに資する。
	⑥ 災害時専門ボランティア受け入れ推進事業	災害時にも発揮できる地域力の醸成を目指す。また災害支援に関してNPOを含めた支援体制の構築等について検討する。 (特記すべき事業別記ii)
	⑦ 災害支援ネットワーク立ち上げ検討事業	全国域の団体と協力しながら災害支援のネットワーク構築を進める。災害支援関係者の日常からの顔の見える関係を構築し、支援および受援体制を整備する。災害時に必要な機能についても検討する。 (5月まで)
	⑧ 官民連携による被災者支援体制整備モデル事業	県域の災害中間支援組織設置に向けた各種事業を行う。
	⑨ 災害関連事業	災害対策、発災時の対応や連携などを円滑に行うために様々な取り組みを行う。
	⑩ 岐阜県内首長選挙候補者へのアンケート	岐阜県内で実施される知事および市町村長選挙に際して立候補者に市民活動支援および協働に関するアンケートを行い、回答を公開する。
	⑪ NPOの活動拠点の提供事業	NPOに不足している、インキュベーション機能を補完する。
	⑫ 協働のガイドラインの推進	岐阜県が定める『NPOと行政の協働を進めるための協働事業推進ガイドライン』に基づき、協働事業を提案して協働事例を蓄積する。
	⑬ 中間支援センター人材育成事業	岐阜県内市町村で運営されているNPO支援センター職員を受け入れ、相互に学び合い県全体でNPO支援力アップを目指す。

⑭ぎふNPOセンター組織 基盤強化	ホームページの改定をはじめとして情報発信力を強化し、新たな連携を模索して財政基盤も含めて組織基盤の強化を目指す。
⑮ぎふNPOセンターブック レット普及事業	設立講座等に用いてきたブックレットについて、NPOセクターの現在的視点を盛り込んだ改訂版として作成する。

(2) 2025 年度の特記すべき事業

i) 社会包摂関連提案事業

事業の方向性 各種ネットワークのハブ機能を担いうる団体として、社会包摂に関する取り組みにおいて当法人が果たす役割は大きいと考えている。地域づくりではさまざまな地域、団体との連絡・連携が不可欠であり、「つなぐ役割」「伝える役割」などを果たしながら、多くの主体と共に歩み「誰一人取り残さない地域づくり」の更なる推進に努めていきたい。

ii) 政策提言事業

事業の目的 本事業は、よりよい地域社会づくり実現に向け、広く多機関と連携していくための環境を整え、さまざまな機会を通じてNPOの意思や考え方を伝え、各種政策と結びつけること、またより多くのNPOなどが政策提言に参画していけるようにすることを目的とする。

事業の概要 ①伊勢志摩市民サミット後継組織としての「東海市民社会ネットワーク」に参画して、「地域づくり」に寄与する情報の収集・分析・政策提言等を図る。2025 年度は 2024 年度に引き続いて東海市民社会ネットワークの事務局機能を担う。

②生活困窮者自立支援法の改定を受け、各地で実践されている事例に学び、各種団体等と連携しながら担当部局へ政策提言を行う。また多機関が協働しうるネットワーク構築にも寄与していく。

③NPOの主務機関が岐阜県から権限委譲で市町村に移っていく状況下で、その指導・監督方針を、市町村行政と協議し、NPO等の活動環境改善に向けて政策提言していく。

④中間支援センターが各地に存在し、地域に根ざした活動を支援することは地域づくりには欠かせない。NPOへの支援のみならず、地縁団体に対するサポートも充実させることで、様々な主体が連携してよりよい地域活動を展開していく環境づくりを目指す。【成果目標】行政の担当者が交流する機会を今年度中に設け、3 自治体での事業検討を目指す。

⑤昨今の災害多発状況に鑑み、災害にも強い地域づくりを目指し、災害ボランティア・ボランティアコーディネート・ボランティアセンター等のあるべき姿を市民と共に描き、地域づくり実現プロセスをも共有していく。

【成果目標】各NPOが災害時に果たし得る役割を認識できている状態を目指し、災害支援ネットワークにおいて中間支援の役割を果たしていく。

⑥岐阜県内で実施される首長選挙（県知事および市町村長選挙）立候補予定者に対し、市民活動への思いや課題解決に向けた市民活動団体との協働についての考えを聴き取る質問状をお送りし、行政、市民双方の協働のまちづくりのへの意識を醸成する。

iii) 「NPO法人ぎふハチドリ基金」運営支援事業

事業の目的	2018 年 2 月に法人として新たな一歩を踏み出した「ぎふハチドリ基金」は、2020 年 3 月に税制優遇が受けられる「認定NPO法人」になった。今後も組織としての安定を目指し、主に人的支援等の運営支援を行う。
事業の概要	(1) 「認定NPO法人」に対する組織支援 ・法人運営基盤の強化を図る。 ・定期的に岐阜県NPO担当課との協議を図る。 (2) 周知広報ツールの構築と更新 ・リーフレット等を活用し、取り組みを広く周知する。 (3) 事務局運営 ・理事会の開催 ・助成事業実施団体への連絡業務等 ・助成事業の広報活動 ・寄付募集のためのイベント、広報、啓発活動 ・次年度助成事業募集および審査委員会運営 など

iv) ぎふNPO・生涯学習プラザ事業

事業の目的	NPO等市民活動団体の設立及び運営を支援すると共に、NPOと地縁組織や企業、行政等との連携を深める事業を行い、住民主体の地域づくりに寄与することを目的とする。
事業の概要	NPO法人の設立や法務局での登記、定款変更、会計・労務など運営に関する相談等に対応する。また、プラザ内に市民活動に関するイベントのチラシや会報誌、助成金情報などを配架する。ボランティアを始めたい人やNPOと関わりたい人の相談に対応し、団体の紹介などを行う。

v) 講座開催事業-人材育成・NPO法人設立運営・会計講座-

事業の目的	従来開催してきたような講座事業の目的に加え、NPOやNPO法の趣旨、協働ガイドラインについて学び合う講座を行い、協働のガイドラインに基づいた協働協議の場づくりに寄与すること、またNPOの運営力を高めていく。また議員向け勉強会はお互いの取り組みを学ぶ場としても位置付け、議会、NPO双方が連携して協働のまちづくりを進めることを目的とする。
事業の概要	※NPO法人設立講座や運営講座の概要は報告を参照。 自治体のNPO法人担当部署や市民活動関係部署の行政職員に向けて、協働による地域づくりを念頭にNPO等の市民活動や協働のガイドラインに基づいた協働の理念などを伝える講座を開催する。また、NPOの組織運営を円滑に行っていくための運営講座、会計講座等を開催する。「NPOの会計基準」の普及率を上げ、NPO活動への理解促進や協働の可能性を上げられるような講座の開催に努める。議員向け勉強会は本格的な実施に向けて検討および試行を重ねていく。

上記「特記すべき事業」をはじめとする各事業に注力するほか、地域づくりを進めるため、自主事業の創出、助成金、委託事業等の獲得に向けて積極的に取り組んでいく。

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター

Ⅳ.2025 年度 活動予算

自 2025 年 4 月 1 日

至 2026 年 3 月 31 日

活 動 予 算 書

(単位：円)

特定非営利活動法人 ギふNPOセンター

自 2025年 4月 1日 至 2026年3月31日

	2024年度決算	2025年度予算案	
【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	140,000	220,000	
個人賛助会員受取会費	20,000	30,000	
団体会員受取会費	129,000	150,000	
	289,000	400,000	
【受取寄付金】			
受取一般寄付金	89,593	150,000	150,000
【受取助成金等】			
受取助成金	0	0	
受取委託金	32,136,641	28,318,016	
受取補助金	7,000,000	8,500,000	
	39,136,641	36,818,016	
【事業収益】			
講師派遣事業他事業収益	790,347	790,000	790,000
【その他収益】			
受取 利息	7,556	5,000	5,000
雑 収 益	0		
経常収益 計	40,313,137	38,163,016	
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給与手当	14,399,997	15,448,750	
雑給	0	0	
通 勤 費	530,295	564,305	
法定福利費	2,413,899	1,888,658	
福利厚生費	0	0	
人件費計	17,344,191	17,901,713	
(その他経費)			
報償費・謝金	2,941,074	3,569,000	
旅費交通費	501,938	906,272	
委 託 費	7,680,100	5,280,000	
通信運搬費	912,633	925,209	
印刷製本費	330,107	565,210	
消 耗 品 費	930,365	720,000	
会 場 費	119,840	159,740	
賃借料・リース料	145,200	0	
研 修 費	19,300	20,000	
会 議 費	72,808	198,908	
事 務 所 費	0	150,000	
保 険 料	26,853	30,000	
諸会費・渉外費	33,000	0	
租税 公課	1,448,300	1,701,697	
租税公課(印紙代)	41,000	30,000	
支払補助金	5,172,035	5,000,000	
その他経費計	20,374,553	19,256,036	
事業費 計	37,718,744	37,157,749	

【管理費】		
（人件費）		
職員給与	610,758	459,606
通勤費	7,396	22,704
法定福利費	46,840	69,141
福利厚生費	43,041	50,000
人件費計	708,035	601,451
（その他経費）		
報償費・謝金	371,050	120,000
役員報酬	50,000	
旅費交通費	79,763	80,000
通信費	125,874	80,000
事務所管理費	1,363	35,000
賃借料・リース料	525,329	140,000
事務所消耗品費	2,519	100,000
租税公課		73,200
会議費	5,730	5,633
印刷費	29,732	10,795
渉外費	90,180	38,000
諸会費	1,375	7,365
支払手数料	0	
雑費	3,892	1,080
その他経費計	1,286,807	691,073
管理費計	1,994,842	1,292,524
経常費用計	39,713,586	38,450,273
当期経常増減額	599,551	△ 287,257
【経常外収益】		
経常外収益計	0	0
【経常外費用】		
固定資産除却損	0	0
寄付金	0	0
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	599,551	0 △ 287,257
当期正味財産増減額	456,551	0 △ 287,257
前期繰越正味財産額	17,060,436	17,516,987
次期繰越正味財産額	17,516,987	17,229,730

定款上の事業の種類		Ⅰ 調査研究事業		Ⅱ 人材育成・研修事業		Ⅲ 啓発・広報事業			Ⅳ 相談・助言・提言事業				Ⅴ 社会包摂関連事業			
収入源泉	自主事業 (2)-②	自主事業 (2)-④	自主事業 (2)-③	小計		自主事業 (2)-③	自主事業 (2)-⑤	自主事業 (2)-⑥	岐島県 (県民生産費) (2)-①	自主事業 (1)-②-⑦	自主事業 (2)-④	岐阜県 (地域福祉費) (1)-1-②	岐阜県 (子ども家庭 支援費) (要)	小計		
	NPOの活動場 所を、後 方支援のため に開設する 事業等	講師派遣事 業	講座開催事 業	小計	ブックレッ ト普及事業	生涯学習協 会提供事業	小計	女性のおな がりがつな ぎ支援事業	孤立・孤独対 応官民連携事 業	ヤングケア ラー・ゼンタイ ン・サロンの金 額・運営費等						
(人件費)																
給与手当	30,000	198,936	66,312	265,248	13,262	12,000	25,262	7,790,520	33,156	46,418	7,870,095	926,240	1,366,736	3,209,217		
給 与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
通勤費	0	9,360	10,053	19,413	0	0	0	258,328	0	0	258,328	62,399	51,944	176,743		
法定福利費	0	30,158	6,340	36,498	0	0	0	832,341	0	0	832,341	201,053	263,860	665,968		
福利厚生費	0	0	0	0				0			0			0		
人件費計	30,000	238,454	82,705	321,158	13,262	12,000	25,262	8,881,189	33,156	46,418	8,960,764	1,189,692	1,672,540	4,051,925		
(その他経費)																
設備費・租金	50,000	50,000	30,000	80,000	12,500		12,500	175,000	30,000	12,500	217,500	400,000	1,500,000	2,100,000		
旅費交通費	15,000	50,000	9,000	59,000	8,810		8,810	35,000	15,000	18,662	65,662	166,000	200,000	436,000		
通信運搬費	10,000	26,880	26,880	26,880	10,000		10,000	639,660		3,269	642,929	10,000	100,000	110,000		
印刷製本費	0			0			0	76,200		4,010	80,210	10,000	100,000	410,000		
消耗品費	0			0			0	78,000		0	78,000	20,000	25,000	545,000		
会場費	0			0			0	31,500		0	31,500	45,000	25,000	80,000		
貸借料	0			0			0	0			0			0		
事務管理費	0			0			0	0			0			0		
広報費	0			0			0	0			0			0		
委託費	0			0			0	0			0			0		
買掛金	0			0			0	0			0			0		
買掛金	0			0			0	0			0			0		
委託事業費	0			0			0	20,000			20,000	5,000,000	280,000	5,280,000		
研修費	0			0			0	14,000			14,000	30,000	50,000	5,000,000		
会費	0			0			0	0			0			130,000		
燃料費	0			0			0	0			0			0		
水道光熱費	0			0			0	0			0			0		
保険料	0			0			0	30,000			30,000			0		
渉外費	0			0			0	0			0			0		
諸会費	0			0			0	0			0			0		
庶務費	0			0			0	0			0			0		
雑費	0			0			0	0			0			0		
租税公課	0			0			0	20,000			20,000	10,000		10,000		
印紙税	0			0			0	1,116,495			1,116,495	326,878	168,000	494,878		
消費税	0			0			0	0			0			0		
均等割	0			0			0	0			0			0		
その他費計	75,000	100,000	65,880	165,880	31,310	0	31,310	2,235,855	45,000	38,441	2,319,296	6,866,878	2,348,000	14,595,878		
合計	105,000	338,454	148,585	487,038	44,572	12,000	56,572	11,117,044	78,156	84,859	11,280,060	6,870,690	4,020,540	14,627,263		

定款上の事業の種類		用地域資源を有効に活用する事業										事業合計	管理部門	合計
収入源泉	岐阜県社協 (2)-⑥	(2)-⑦	県より(2)-⑧	委託事業 (美濃加茂市) (1)-2)-⑤	委託事業 (岐阜市) (1)-2)-⑥	自主事業			自主事業 (2)-①		自主事業 (2)-②			
事業名	災害時専門 ボランティア 登録入れ 業務	災害ネット ワーク立ち 上げ検討 事業	官民連携に よる被災地 支援体制整 備モデル事 業	美濃加茂市自 治会のあり方 検討会議員 支援等	岐阜市ゼロ カーボン市民 懇談会	(1)-2)-① ハチドリ基 金運営サ ポート事業	(1)-2)-② 子ども・若 者支援ネッ ト事業	(1)-2)-③ ファミサポ 連絡会議事 業	活動拠点 提供事業	協働のガイ ドラインの 推進				
(人件費)														
給与手当	984,717	93,282	1,500,000	984,880	244,800	80,000	12,000	80,000	99,488	4,048,928	0	15,448,750	459,806	15,908,556
雑 給										0	0	0		0
運 動 費	82,389	824		48,789		0	0	0	0	109,823	584,305	22,704	587,010	587,010
法定福利費	201,063	2,011		150,790		0	0	0	0	353,853	1,888,658	89,141	1,957,800	1,957,800
福利厚生費										0	0	50,000	50,000	50,000
人件費計	1,248,169	95,897	1,500,000	1,192,289	244,800	80,000	12,000	80,000	99,488	4,512,803	17,901,713	801,451	18,503,165	18,503,165
(その他経費)										0	0			
報償費・謝金	400,000			250,000	414,000			45,000		1,109,000	3,569,000	120,000	3,689,000	3,689,000
旅費交通費	200,000			50,000	81,000			7,800		318,800	908,272	80,000	986,272	986,272
通信運搬費	115,400			10,000						125,400	925,209	80,000	1,005,209	1,005,209
印刷製本費	21,000			50,000	4,000					75,000	565,210	10,795	576,005	576,005
消耗品費	37,000			50,000	10,000					97,000	720,000	100,000	820,000	820,000
会場費	45,000							3,240		48,240	159,740	140,000	140,000	140,000
賃借料							150,000			150,000	150,000	35,000	185,000	185,000
事務所管理費										0	0	0	0	0
広報費										0	0	0	0	0
委託費										0	5,280,000		5,280,000	5,280,000
再委託事業費										0	5,000,000		5,000,000	5,000,000
研修費										0	20,000		20,000	20,000
会議費	15,250			30,000				9,858		54,908	198,908	5,633	204,541	204,541
車両費										0	0	0	0	0
燃料費										0	0	0	0	0
水道光熱費										0	0	0	0	0
保険料										0	30,000		30,000	30,000
渉外費										0	38,000		38,000	38,000
諸会費										0	1,350		1,350	1,350
慶弔費										0	6,015		6,015	6,015
雑 費										0	1,080		1,080	1,080
雑 費										0	30,000		30,000	30,000
租税公課 印紙税										0	1,701,697	0	1,701,697	1,701,697
消費税					90,324					90,324	1,701,697		1,701,697	1,701,697
均等割										0	0	0	73,200	73,200
その他経費計	833,850	0	0	440,000	579,324	150,000	0	85,898	0	2,088,672	19,256,036	691,073	19,947,109	19,947,109
合計	2,081,819	95,897	1,500,000	1,632,288	824,124	210,000	12,000	125,898	99,488	6,581,275	37,157,749	1,292,524	38,450,274	38,450,274

特定非営利活動法人ぎふNPOセンター 設立趣旨及び定款

設立の趣旨と経緯

現在、世界はグローバル化の波に象徴される経済構造一元化への動きと、その影響下での地域格差の拡大が進んでいます。それは、富の地域間での不均衡、また地域内での不均衡を生み出し、それに伴う環境の劣化も驚異的速度で進行しています。そのため、持続可能な開発、持続可能な社会の希求と模索は焦眉の急となっています。日本国内でも、大都市への人口集中、農村部の過疎化、そして全般的な少子高齢化現象のなかで、地域コミュニティが急速に消失しつつあります。これは、ある意味で日本の歴史上未曾有の危機であるといえます。

このような状況下で、地域コミュニティを再生し、持続可能な社会の実現を図るための新たなパラダイムの構築と、その担い手の重要な構成要素であるNPOの育成、発展は、私たちが果たさねばならない最優先の課題です。

特定非営利活動法人ぎふNPOセンターは、以上のような現状認識の基に、岐阜県域を中心とする日本の地域社会の中で、以下を目的とします。すなわち：

- ①地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、
- ②そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進すること。

以上の目的は、すなわち、NPOを組織し活動する不特定多数の市民、また、ボランティアとして社会貢献活動を行う不特定多数の市民、さらにはそのような活動の対象となる不特定多数の市民に対する利益に寄与するものです。

特定非営利活動法人ぎふNPOセンターは、この目的実現のため、既に3年の活動実績を有していますが、社会に対しての説明責任と透明性をより充実させるために法人格を取得するに至りました。

◆法人申請に至るまでの経緯

2000年10月1日	任意団体「ぎふNPOセンター」設立		
	2000年度	運営委員会	27回開催
2001年10月6日	2001年度総会開催	2001年度	理事会 13回開催
2002年7月14日	2002年度総会開催	2002年度	理事会 15回開催
2003年7月3日	特定非営利活動法人ぎふNPOセンター設立発起人会開催		
2003年7月26日	2002年度決算総会開催		
2003年7月26日	特定非営利活動法人ぎふNPOセンター設立総会開催		

特定非営利活動法人ぎふNPOセンター定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ぎふNPOセンターという。(以下「法人」という。)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市内に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、地域社会の住民が地域の課題を自ら解決し、地域を超えたより広い社会との連携に積極的に取り組むこと、また、そのような住民主体の社会を実現するため、NPOを含む住民の自発的活動を支援し、促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の増進を図る活動
- 3 まちづくりの増進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害対策活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の増進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

①第4条に述べた特定非営利活動に係る調査・研究事業

②第4条に述べた特定非営利活動に係る人材育成・研修事業

③第4条に述べた特定非営利活動に係る啓発・広報事業

④第4条に述べた特定非営利活動に係る相談・助言・提言事業

⑤職業紹介に係る事業

⑥成年後見に係る事業

⑦社会的包摂推進に係る事業

⑧地域資源を有効に活用する事業

⑨その他、この法人の目的を達成するために必要な①から⑧までの事業に付帯する事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人

(2)団体会員

この法人の目的に賛同し、共に活動する団体

(3)賛助会員

この法人の目的に賛同し、支援する個人、企業、行政など

(入 会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)本人が死亡したとき、または賛助会員である団体などが消滅したとき

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款、この法人の諸規定、および総会、理事会で決定した事項などに違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出品品の不返還)

第 12 条 既納の会費およびそのほかの抛出品品は、返還しない。

第4章 役員

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3 人以上15 人以内
- (2) 監 事 1 人以上4 人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事、常務理事は必要に応じて置くことができる。

(選任など)

第 14 条 理事および監事は、総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長、専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職 務)

第 15 条 理事全員は、この法人を代表し、理事長は法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 常務理事は、理事会の議決に基づいて、日常の業務を処理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務

または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄官に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期など)

第 16 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまではその任期を伸長する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

(欠員補充)

第 17 条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬など)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種 別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会および臨時

総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員の選任または解任
- (5) そのほか運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、理事長が指名する正会員がこれにあたる。ただし、第23条第2項第2号および第3号の請求により臨時総会を開催した時は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事または正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面ま

たは電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権など)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または、ほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条および次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者、または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (2) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 35 条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決など)

第 36 条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事長は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面または電磁的記録により賛否を示すことによって、理事会の議決に代えることができる。

(表決権など)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者については、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、第36条第3項の規定により理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名
 - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 評議員

(評議員)

第 39 条 この法人の運営などに対する意見を求めるため、評議員を置くことができる。

2 評議員は理事会の議決に基づき、5人以上20人以内を選任し、理事長がこれを任命する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員は、第16条、第17条、および第19条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

5 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があったとき。

第8章 事務局

(職 員)

第 40 条 この法人に、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1人および職員若干名を置くことができる。

3 事務局長は専務理事が兼務することができる。

4 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第9章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) そのほかの収益

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行ふものとする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経、総会に報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

(予備費の設定および使用)

第 47 条 予算超過または予算外の費用の発生に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければ

ならない。

第 10 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人に寄付するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員の過半数をもって決する。

(合 併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行ふ。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行ふ。

第 12 章 雑則

(細 則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 和田 信 明
 専務理事 岩 間 誠
 理事 岸 智津子
 同 徳 村 稔
 同 林 宏 澄
 同 長 瀬 純 子
 同 市 来 圭
 監 事 渡 辺 成 洋
 同 各 務 克 郎

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、設立の日から2004年6月30日までとする。
- 5 設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に、掲げる額とする。
 - (1)正会員 年会費 1口10,000円を1口以上
 - (2)賛助会員
 - 個人 年会費 1口1,000円を2口以上
 - 団体 年会費 1口1,000円を2口以上
 - 企業、行政など 年会費 1口10,000円を5口以上
- 6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

附則

この定款は、平成25年1月16日から施行する。

附則

この定款は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この定款の変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成28年法律第70号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則

この法人の2019年度の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、2019年7月1日から2020年3月31日までとする。

この定款の変更は、令和元年9月16日から施行する。

附則

この定款の変更は令和4年7月19日から施行する。